

## 1 教育委員会関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第70号 光市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

説 明：石丸学校教育課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ②議案第72号 光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

##### ○田中委員

数点質問させていただきたいと思います。

26ページの7条、8条、9条のあたりに、事業者、利用者の支援に従事する職員、事業者の職員、職員という表現がそれぞれあるのですが、これは今のサンホームでいうと、それぞれ誰を示すのかを教えてくださいと思います。

##### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

現在、本市においては、放課後児童健全育成事業の事業者は市のみとなっておりますが、将来的には民間事業者の参入も考えられるため、条例案のような表現となっております。

今のサンホームでいいますと、第7条の事業者は光市、第8条の利用者の支援に従事する職員はサンホームの指導員、第9条第1項の事業者の職員はサンホームの指導員とそれを所管する教育委員会職員、第2項の職員も同様です。

##### ○田中委員

ありがとうございます。これが条例になって、新しくサンホームが名称も変わっていくわけですが、これは基本的には組織的な役割は変わらないと考えていいですか。

##### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

サンホームという名称は施設名でございますので、市民になじみもあり、これは今後とも引き続き使用したいと考えております。将来的にも、今と変わらないものと認識し

ております。

○田中委員

わかりました。

それで、この中に、現場の職員の待遇とかっていう部分もあるわけなのですが、教育のほうも必要だっていうこともここにも述べられておるのですが、12月の一般質問で現場職員の待遇について質問があつて、雇用については総務部所管というところがあつたのですが、待遇については協議、改善が必要だと私も思うわけなのですが、そのあたりについて、もう一度、教育委員会所管としてどのように考えられているのかお聞かせいただければと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

教育委員会といたしましても、職員の処遇や勤務体制の見直しなど改善が必要ではないかと認識をしており、他市の状況も踏まえて研究をしている状況でございます。

加えて、放課後児童支援員制度の導入も必要と今後なつてまいります。これらも踏まえて、今後も関係所管とも協議の上、処遇のあり方を検討していきたいと考えております。

○田中委員

ますます専門的な教育なども必要になってくると思いますので、その辺の待遇も改善を考えながら取り組みをしていただければと思います。よろしく願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案71号 光市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

利用対象者についてお尋ねしたいと思うのですが、条例改正に伴って、小学校高学年受け入れについてやっていけないといけないという部分があつて、先の一般質問でも年次的に対象年齢を拡大するというので、4年生、5年生、6年生と拡大すると答弁されておりましたが、その理由についてもう少し、先ほど現場の混乱をとかいうお話もありましたが、ちょっと詳細を教えてくださいたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

留守家庭児童教室の受け入れ対象学年の拡大についての御質問でございますが、本市においても、対象を児童福祉法の規定にあわせて、小学校6年生まで拡大としたところでございます。

しかしながら、低学年と高学年では体力的にも学力的にも大きな開きがあり、同一空間で長時間過ごすという、今までの保育で経験ない状態でございます。サンホームでの保育現場に混乱が生じることが懸念され、慎重な対応をしたいと考えているところでございます。

こうした混乱を少しでも避けるため、平成27年4月からは4年生まで拡大し、状況を確認し、問題を解決しながら、1年ごとに1学年ずつの拡大を予定としているところでございます。

#### ○田中委員

わかりました。5年、6年生と、体力的にも力を持て余す部分もあって、なかなか一緒に同時にスタートするっていうのは難しいという現状もお聞きしたのですが、これ、仮にそしたら6年生まで、子ども・子育て支援事業計画のアンケートの方でニーズ調査をやって、4年生から6年生っていうニーズも出ているわけなのですが、これ、施設的には6年生まで全部受け入れられるだけの施設が、今、整っていらっしゃるのかお聞かせいただければと思います。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御存じのとおり、市内の小学校では、今後も児童の減少傾向が見られます。基準を定める条例案においても、経過措置を設けており、条例上は受け入れは可能となりますが、一度に受け入れますと、やはり保育環境の悪化というのが懸念されます。それとあわせまして、先ほどの児童の減少傾向等を勘案しまして、4年生、5年生、6年生と年次的に拡大したいと考えております。

なお、一部の地域では、児童の減少が見られない地域もございまして、こうしたことは、今後施設をどうするかという検討していきたいと考えて、受け入れできるような体制で臨みたいと考えております。

#### ○田中委員

対象年齢を拡大していく中で、多少ニーズもふえていくと思うので、今回、ニーズ量の見込みの調査もやっておりますので、ハード面の整備も多分2年、3年とたつと必要になってくると思うので、そのあたりも一緒に考えながら取り組んでいただきたいと思います。

今の、そしたら4年生までの受け入れでしたら、施設的には問題ないという理解でよろしいですか。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

私どもが想定しました見込みでは、来年度に4年生まで受け入れは可能な範囲ではな

いかと考えております。

○田中委員

了解です。

そしたら、仮の話なのですが、5、6年生で、もし受け入れてほしいという保護者の方があらわれた場合は、対応はいかがされるかお聞かせください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そのような御希望も想定はされますけども、先ほどお答えしましたように慎重な対応を考えており、現場の安全管理体制を整えることを優先したいと考えておりますので、困難ではないかと考えます。

○田中委員

わかりました。そしたら、基本的には、規則に沿って受け入れないっていう考えでよろしいですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そのとおりでございます。

○四浦委員

聞き漏らしたことで確認しておきたいと思いますが、4年生、5年生、6年生も拡大するというふうに当初説明されて、1年ごとに1学年拡大するというお話でしたが、これはそのとおりでありますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そのとおりでございます。

○四浦委員

総数がどの程度になるかというのは、想定をしておられるのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

来年度からの4年生につきましては、県内でも先進事例等ございますので、そちらの利用率等を勘案しまして、おおむね市内では40名程度が実際にお申し込みになるのではないかと想定をしております。

○四浦委員

ついでにと言っては失礼ですが、お尋ねしておきたいと思いますが、今はこの留守家庭児童教室を利用する児童の割合と申しますか、総数に対していかほどになるかというのがわかりますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

4年生につきましては、おおむね1割程度の児童が申し込むという想定をしております。

○四浦委員

現行はいかがですか。1年から3年までの割合は。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

これ、学年を追うごとに減少傾向が見られまして、おおむね3割から2割程度の申し込みがございます。

○四浦委員

わかりました。

金額といいますか、月額保育料についてお尋ねしますが、この法の改定に基づいて、名称変更並びに対象児童の拡大というのをやるのですが、先ほど県内の先進事例というふうな話もありましたが、まずお尋ねしたいのは、4年生から5年生までの児童について実施をしているという市はどのようなところがあるか、調べておられますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

5年生まで受け入れているというところは確認できておりません。

4年生の受け入れにつきましては、下松市、周南市などが今でも受け入れているというのを聞いています。

○四浦委員

お聞きすると、光市は5年生、6年生も受け入れたいということは、県内では先進事例になるということになるようではありますが、そのとおりでありますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

失礼しました。先ほど、周南市、下松市と言いましたが、萩市も実施しています。

法に基づいて今回改正でございますので、来年度からは全国的な流れになるという認識を持っております。

○四浦委員

わかりました。私のほうがちょっと理解不足でしたから、的外れの質問をしました。

月額保育料については、長時間保育になるということで、この理由はわかるのですが、夏休みについては、特に8月は5,000円に改めるということなのですけれども、県内で比較した場合、同時並行ですから、調査難しかったかもわかりませんが、県内の動向を教えてください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

現在、年間を通じて、光市の場合は3,000円の御負担をいただいております。今までも、他市においては、夏休みなど負担金の設定を変えている市もございました。今回、電話により各市に問い合わせを行いました。4から5市で負担金の改定を計画しております。もし、条例が御議決いただけるようございましたら、8月以外につきましては13市中4位ぐらいで、同額の3,000円というのがほかに5市あります。8月につきましては、もし5,000円となりましたら、13市中3位ぐらいになりますが、まだ他の改定を予定しているところで額が定まっておられませんのではっきりは分からない状況でございます。

それと、先ほどの訂正でございます。萩市につきましては6年生まで受け入れている状況でございます。訂正させていただきます。

○四浦委員

3,000円だったということが、5,000円に改めると。市費の一般財源からの持ち出しが膨らんできたという理由のようですが、保護者というか、父母の中にはなかなか2馬力でも収入が少ない、低いという方も相当今膨らんできた。夫が派遣社員で妻がパートというようなケースもあります。収入、所得を配慮するということについては検討されませんでしたか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

免除規定のお話だろうと思えますけども、現在、生活保護世帯と市町村民税の非課税世帯につきましては、2分の1に減額をしております。それと、兄弟姉妹同時入所の場合は、年少児童を半額としているところでございます。

○四浦委員

免除というよりは減免ということになるようですが、この文書の中どこ見ても、それは書かれてないように見受けるのですが、どっか書いているところがありますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今回は改正内容の御説明の資料となっておりますので、書いておりません。従前からそういう制度を取り入れておまして、現在も運用中でございます。

○四浦委員

終わります。

討 論

○四浦委員

議案第71号 光市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例について、反対の討論

を行います。

確かに、市の一般財源から持ち出しが膨らんでくるという理由で値上げするという理由はわからんでもありませんけれども、今日における社会情勢を反映した保護者、特に父母の収入状況などを見ますと、公共料金の値上げをやっぱり安易にやられるということについてはいかがなものかという理由で、この議案に対して反対をいたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

④議案第64号 平成26年度光市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分）

説 明：蔵下教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○田中委員

補正予算書27ページの文化財保護事業の特別展開催委託料についてなのですが、これの詳細をもう少し、どのような内容で開催されるのかお聞かせいただければと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

この特別展開催委託料200万円は、先ほど説明でも申しましたように、光市中央にお住まいの金工彫金作家の山本晃氏が、10月23日に重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝に認定され、11月5日にはふるさと榮譽市民の称号を授与されました。こうしたところから、広く市民の皆様にご覧いただき鑑賞していただく機会を創出し、芸術文化への理解を深めていただこうとするものでございます。

現在のところ、会場は光市文化センターで、3月7日土曜日から22日月曜日まで、14日間の開催日を考えております。出品点数は、おおむね50点程度を予定しております。

200万円につきましては、公益財団法人光市文化振興財団へ委託をしたく計画しております。内訳といたしましては、会場設営のため、展示ケースリース代やパネル作成などに約160万円、監視員の人件費に18万円ほか、ポスターやパンフレットの印刷代、立て看板代など消耗品代等でございます。

○田中委員

了解しました。本当に光市から人間国宝が出られるっていうことで、ふるさとの本当に誇りにもなると思いますし、たくさんの方に御来場いただいて、光市の文化を高めるためにも触れていただきながら、未来につながっていけばいいなと思うのですが、50点ほど作品を展示するっていうことだったのですが、これは虫のいい話なのかもしれないですけど、この中で、何か寄贈とかそういったお話がもしあればお聞かせいただければと思うのですが。そのようなことはいかがでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

出品点数50点程度と、今、想定をしておるところでございますが、もしお申し出があればありがたくお受けしたいとは思っていますが、今のところ、そういう協議にはなっておりません。

○田中委員

わかりました。ぜひ機会あれば寄贈していただければとも思いますので、よろしくお願いたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

では、5項目ほどちょっとお聞きしたいと思います。

まず1項目めですが、小中学校に、今、トイレの大分洋式トイレ化改修が入っております。室積小学校もこの前改修されたところですが、小中学校全体の洋式トイレの普及状況をちょっと教えてください。

それから、洋式トイレというのは、ウォシュレットですか、水が出るやつ。それってというのはあるのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

小中学校の洋式トイレの普及状況でございますけれども、現在の整備状況は、男子トイレの大便器になりますけれども190基中36基、女子トイレが436基中35基、合計626基中71基が洋式トイレで、大体全体の1割程度が洋式トイレでございます。

それから、いわゆる温水洗浄便座でございますけれども、現状はございません。

○笹井委員

わかりました。この洋式トイレの普及は、今、現状1割ということですが、今後どれぐらいまで進めるといような目標みたいなものがあるのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

年次的な整備方針は策定しておりませんが、今、一般家庭の大半が洋式便所になっておりまして、児童生徒の大半も洋式便所を望んでいるという状況もございますので、安全で快適な学校環境を整備するということからすれば重要な課題であると認識しております。

○笹井委員

わかりました。

あと、1割ということですが、これは学校別に見ると、どこの学校でも必ず男子トイレ、女子トイレとも1カ所はあるような状態なのですか。それとも、まだ全然ない学校というのがあるのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

これまでも洋式トイレの必要な児童生徒の入学等があった場合には適宜設置をしております。平成21年度に小中学校の各校に男子用、女子用、それぞれ1基ずつ洋式トイレを設置したという経緯がありますので、現状、どこの学校においても洋式トイレはございます。

○笹井委員

わかりました。

あとは要望にしますけど、やっぱり大分トイレで、昔のままで相当汚くて狭いところもあると。お金もかかることです。特に、屋外から入れる屋外トイレは、これはもう古いものは相当汚いし、もともと昔の子供に合わせて相当小さいのではないかなというふうな気がします。悪くなったものは、ある程度の段階で改修してかなきゃいけないと思いますので、その改修、そしてその際にはやっぱり洋式トイレと和式トイレが半々で、どちらでも選べるような形での検討をお願いしたいと思います。

次の項目にまいります。

山口県教育委員会において、公立高校の再編計画づくりというのが進んでおると、これ、新聞報道等に出ております。これは、各市町の教育委員会、特に光市教育委員会として、この再編計画づくりについて意見が言えるのでしょうか。どこまで関与ができるものなのでしょうか。

○石丸学校教育課長

現在、県教育委員会は、平成17年の3月に策定された県立高校将来構想、これに基づきまして再編整備を進めております。今後、第2期の県立高校将来構想を策定し、新たな計画に基づき再編整備を行う予定と聞いております。

再編計画等につきましては、県教育委員会の担当部署は、教育長が集まる会議あるいは学校教育課長が集まる会議等の機会を捉えて、市教育委員会等の意見を聞く場を設定しております。

○笹井委員

市教育委員会の意見を聞く場を設定しとるということですが、これは今まで、現時点において既にあって、もう意見を言ったことがあるのかどうなのか、あるいは今後予定されているのか、その辺の状況についてお聞かせください。

○石丸学校教育課長

年間何回か学校教育課長の会議等ございまして、そのときには、担当課のほうに既に昨年度も意見を申しております。

○笹井委員

それは、どのような意見になるのでしょうか。そして、それは一応教育委員会できちんと組織的に方針みたいなのが決まった上での意見なのでしょうか。

○石丸学校教育課長

ある程度、これは県教委が進めることでございますから、事前にそういった場が設定されるときには、教育長等と協議をしながら、光市の中学生の進路実現にかかわってのメリットであるとか、そういったところの観点からの意見を申し上げております。

○笹井委員

光市内でいえば公立高校は2校、近隣の光市の生徒さんが通学できるようなところも含めれば何校かありまして、小規模校、学級数が1学年2クラスとかいうところもあるわけですが、その辺の具体的な高校名を挙げてこうしてほしいとかいうような、そういう意見というのはこれまで言われたことがあるのか、あるいは今後そういうところまで踏み込んで言うつもりがあるのか、ちょっとお聞かせください。

○石丸学校教育課長

特に、個別の学校名挙げての意見は申し上げておりません。今のところ、そこまでの話というか、そういったことを申し上げる予定はございません。

○笹井委員

結局、この件について、今、光市教育委員会、どういう考えで何を言ったのか、そこら辺がもうちょっとわかれば、今のであるとなかなかわからないのですけれども。もし、過去言ったことがあれば、こういうことを言いましたということをお聞きかせいただけますでしょうか。

○石丸学校教育課長

昨年度、私が申し上げておりますのは、光市の中学生の進路実現にとってのメリットということで、さまざまな進路希望とか学習ニーズがありますから、それへの対応。それから、多様な選択肢、こういったものが確保されること。それから、充実した教育活動を行うための望ましい学校規模、こういったものを維持していただければというふうなことを申し上げております。

○笹井委員

そういう意見を聞く場があるということですから、これは意見だけ言わせていただ

きますけど、私は光市からの生徒のためには、こういうふうな学校編成が望ましいというところまで踏み込んで言うべきではないかなと思っています。当然、光市内の2校についてはこうあるべき、あるいは近隣校でも、学校って広域的なものですから、こうあるべきというようなところ、当然、統廃合なんかも含むような形になると思いますけど、そこをきちんと意見を教委員会なりで定めて、それで意見を言うべきではないかなと思います。今のお話ですと、何か全然意見というか、形になってないような意見じゃないかというふうな認識を持ちました。これは、まだ今後も県のほうで進められるということですので、私としてはそういうところまで踏み込んで、光市で検討して、意見として申すべきじゃないかというふうにとちょっと指摘をさせていただきます。

次の項目にまいります。

NHK大河ドラマが、もうこの1月から長州物、「花燃ゆ」で放映されるわけですが、この主要キャストの中に伊藤博文公も出てくるということです。役者さんも決まっております。

そうした上で、伊藤博文公生誕の地、光市として、この大河ドラマの放映に関連してどのような取り組みがあるのかお聞かせください。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

NHK大河ドラマ「花燃ゆ」についての御質問でございます。

主人公は吉田松陰の妹であり、伊藤博文は吉田松陰が講義した松下村塾の塾生の一人として出演が予定されていると聞いております。

御質問の伊藤博文公関係の取り組みについてであります。現在、NHKの関係者と伊藤公の生誕の地としてPRに努めております。関連放送ではあります。生家、旧宅、大礼服などの撮影のお話をいただいております。写真データも貸し出したところでございます。このほか、関連出版物や観光雑誌等への掲載などを行っております。

このたび、大河ドラマを契機といたしまして、山口県や県の観光連盟が中心となり、幕末ISHIN祭観光キャンペーンが展開されております。平成30年の明治維新150周年に向けての取り組みでございますが、これらと連携をとりながら、伊藤公のPRに努めているところでございます。

#### ○笹井委員

今のお話を聞きますと、マスコミからの取材とかお願いであったり、あるいは県のキャンペーンとしての一環であったりして、光市独自でこれを機会に伊藤公を売り出していこうと、あるいは伊藤公生誕の地、光市を売り出していこうという取り組みには聞こえなかったような気がいたします。

他市は、当然、主人公の方が晩年過ごされた防府市とか、あるいは若かりしころおられた萩市とかは、もう観光キャンペーン、新しい紹介パンフレット、そして防府はたしか資料コーナーもつくったというふう聞いておりますが、光市独自の、光市からこういうものを打ち出していこうというのは、何かそういう計画というのはないのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

他市の取り組みの例なども御紹介いただいて、私のほうも情報としては入手している状況でございます。

光市だけの取り組みであると思いますが、他にもいろいろなアイデアがあると思います。先ほどの県の観光キャンペーンなどにおきましても、著名人を呼んで講演会などが実施されております。独自のということではなかなか目玉的なものはないのですが、これからこれらの県との連携をとりながら、明治維新150周年に向けて、多くの方に伊藤公の遺徳紹介ができるような取り組みはしたいと考えております。

○笹井委員

もうこれも二、三日前の新聞ですけども、下関の歴史祭りみたいなものに、今回の「花燃ゆ」の登場人物「高良健吾」たしか高杉晋作さんの役の方じゃなかったですかね高良健吾が来て、一緒に参加されたというようなこともございます。

光市においても、縁があるとしたら、やはり伊藤博文公の役をされる劇団ひとりさんが一番御縁があろうかと思えますし、この方、一人芝居もできるようなのです。達者な方でございますので、ぜひそういう方、光市に来ていただいて、何か講演をしていただく、あるいは劇をしていただくとか、投稿していただくというような取り組みは、これはやっぱりぜひやるべきだと思います。予算編成もこれからあるかと思えますけれども、せつかくの何十年かに一遍の山口県物、長州物でございますし、光市も十分関係してくる部分だと思いますので、取り組みをお願いしたいと思います。これは要望にかえます。

では、第4項目です。

学校給食センターが2学期から供用されております。オープン的时候には御案内もいただいたところでございますが、実際、稼動してからの状況について、どのような状況か教えてください。

そしてまた、稼動している中でいろんな課題が出てきておると思えます。その辺も把握されているもの、あるいは改善すべきものなど、認識されているものを教えてください。

○呉橋学校給食センター所長

新しいセンターの運営についてでございます。

新しいセンターにつきましては、当初の予定どおり、9月1日から稼動開始をいたしまして、現在、約3カ月半が経過しているところでございますが、全ての学校に調理品を1品も欠かすことなく提供できているところでございます。

また、新センターでの大きな課題でありましたパン製造、それとアレルギー対応食の提供につきましても、トラブルなく順調に運営できているところでございます。

また、地場産物の活用につきましても、里の厨とJAが連携したシステムによりまして、まだまだ十分とは言えませんが、相当量の納入が図られているところでございます。

ただ、今まで順調だからといいましても、これからも順調であり続けるっていう保証

はございません。これからもさまざまな課題や問題が出てこようと思いますが、調理業者との連携を密にしながら、迅速な対応を心がけ、安全で安心な学校給食を1品も欠かさずことなく提供していきたいと考えているところです。

なお、大きな課題といたしましては、アレルギー対応食について、現在、乳と卵の除去食の提供しておりますが、その対応食の対応アレルゲンの拡大や、また保護者や市民を対象とした食育推進のソフト事業、これらについて、さらに効率的でもっと教育的効果が得られる方法がないのかを、現在、職員一同で再検証しているところでございます。

#### ○笹井委員

わかりました。地場産物の利用について、ちょっと代表的な原材料名、それから地場産物の利用が全仕入れの大体何割ぐらい、重さの場合か金額の場合、あると思いますが、何割ぐらいが地場産物になっているのか、その辺わかれば教えてください。

#### ○呉橋学校給食センター所長

現在納入されておる地場産物につきましては、具体的にはホウレンソウ、ジャガイモ、みそ等が主なものであります。

また、今、何%というのは、新センター稼動したばかりで、正式な数字は出ておりませんので、これは御容赦ください。

#### ○笹井委員

わかりました。従前は、2つの給食センターだったのが、このたび1つ統合したということで、新しい機能としてはパンとかアレルギー対応ができるようになると、あるいはウェット方式からドライ方式になって向上されるということは、これは当然されておるかと思えます。

地場産物については、今まで2つのセンターでやっていたのが1つになることによって、何か新しい品目も取り扱えるようになったとか、量がふえたとか、そういうことはありますでしょうか。

#### ○呉橋学校給食センター所長

新しいセンターになりまして、旧光センターに比べると、調理器具が格段にふえました。その中で、いろんな調理品をつくる幅が広がったということで、いろんな野菜の活用も可能になってまいりましたので、里の厨やJAに、こういう野菜も生産できるのだがという情報提供をしてもらおうように考えておりまして、我々から投げかけるのではなくて、JA、里の厨さんから、こういう野菜もとれるのだがこれを給食に活用できないかというような情報を求めているところでございます。

#### ○笹井委員

取り組みはわかりまして、今の答えでとりあえず悪いというわけじゃないんですけど、もうちょっとこういう野菜ができて、こういう料理ができるようになりました、みたい

な、そういうふうなものを例示的にも何か新しいセンターでこんなことができるようになりましてというの、例示的にも教えていただければと思います。

○呉橋学校給食センター所長

例えばでございますが、今まで、なかなかできなかった、ハンバーグの上に乗せるソースを自分のところで作るであるとか、焼き魚の上に乗せるソースをつくるのかになりますと、ハンバーグでありましたら、その中に野菜を小さく刻んでハンバーグに乗せさせる。そういうことによって野菜の使用料がふえます。

しかも、そんなに多い量ではありませんので、割合に地場産物の活用が可能になるのではなにかという取り組みをしております。

○笹井委員

今の御回答、頭とお腹によく響きました。

では、最後の項目にいきます、人権啓発関係の事業をちょっと、人権は教育委員会が所管するものと、市民部の人権推進課が所管するものがわかれているのは知っておりますが、とりあえず教育委員会が所管する部分で、人権啓発関係の事業、どれだけ開催されているのか、お答えください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

人権教育にかかわる事業について御説明いたします。

光市教育委員会では、人権尊重の精神の涵養を図るため、光市人権教育推進協議会を設置し、人権教育にかかわる推進体制の確立や、具体的な推進について委員の皆様から御意見・御協議をいただきながら、学校、家庭、地域の人権尊重の意識の高まりを目指しているところでございます。

学校における取り組みについては、光市学校人権教育研究会を組織しまして、教職員への研修や人権教育研究校による研究発表会などを開催し、教職員の研修の場としております。

社会における人権教育の推進につきましては、光市人権教育指導者研究会を各種団体により組織し、年4回の定例会・研修会を開催し各種団体の中核となる指導者の育成に努めているところでございます。詳細につきましては、主要施策の成果に記載しておりますが、学校、家庭、地域さらには職場での人権尊重の意識の高まりを目指して、研修機会の充実に努めているところでございます。

○笹井委員

分かりました。主要施策の成果は私も見ませていただきましたけれど、市レベルの協議会、それから学校ごとにはきちんと取り組みをやって、さらに年4回研究会をやるということです。ただ、見ますと結局、市全体でもやって、あと研究会年4回の中の研究会これは公民館レベルで開催されておると、その中でも何か幾つかの公民館は学校の行事と統合してやっておられるようなところもあるかと思います。

私は、人権啓発関係、旧法律でいくと同和対策基本法までさかのぼるかと思うのですが、旧法律もなくなってきておりますので、私はこの事業というのは人口減少や問題の解決に応じて、ある程度整理、再編されるべきものではないかと考えておるところなのですが、実際、やっておられますと、市レベル、学校レベル、そして公民館レベルという2.5段階、3段階みたいな形でやっておる形になっております。これ、それぞれの段階で行う必要というのがあるのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御指摘のとおり、人権教育の推進につきましては、学校、家庭、地域及び職場も含めまして、多面的な取り組みをし、人権意識の向上に努めているところでございます。特に公民館の事業におきましては、それぞれの地区の公民館の役員さん等をお願いして、協力しながら、地域について地域に密着した人権啓発ができるように努めているところでございます。

これらは、光市が策定いたしました光市人権施策推進指針に添った事業を展開しているところでございます。いずれにいたしましても、先ほど申しましたように多面的にあらゆる場を捉えて、人権教育の推進を図っていきたいと考えております。

○笹井委員

最後に1件だけ言わせていただきますけど、やっぱり学校レベル、公民館レベルというのがある地区によっては統合されておると、ある地区によって、ばらばらでやっておると、また公民館レベルですと、確かにもとは人権対策なのでしょうけれども、実際のやっとなる内容は、ちょっとなかなかそれとは何か違ったものになっておる部分もあるかと思えます。

これは、公民館のほうで苦労してそういうことをされておるのは十分理解しておりますが、やっぱり、今、いろんなレベルが複雑に絡み合ったような状況になっておりますので、きちんと見直していくべきではないかと提言させていただきまして質問を終わります。

○田中委員

済みません。先ほど補正予算のほうで特別展の開催委託料とかっていうところがあったのですが、ちょっと文化センターのことについてお聞きしたいと思うのですが、これ指定管理で出しているわけなのですが、基本的に文化センターの企画というのはどこが考えているのかお聞かせいただければと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

光市文化センター事業について御質問でございしますが、仰せのとおり、光市文化センターは公益財団法人光市文化振興財団が指定管理者として管理、運営を行っております。

これまでの企画や業務は光市文化センター条例により、指定管理者が事業を行うこととされております。こうしたことから、光市文化振興財団におきましては、文化セン

ターの設置目的や、指定管理者の指定の意義などを十分に踏まえた企画を立案し、理事会で議決を得た上で計画的に事業を実施しております。

○田中委員

企画して、理事会のほうで了承をいただいてということなのですが、これ今回特別展ということで、山本晃氏の特別展を開催されるわけなのですが、これ今まで特別展というもので、市の教育委員会のほうからの企画で委託をすることだとは思いますが、こういったことが今までほかにもあったのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今の公益財団法人になる前の話ですけども、室積の松岡洋右元外務大臣さんの寄贈があったときに、このような企画をやったことがございます。

○田中委員

わかりました。これをちょっとお聞きしたのは、企画というもので、結局柔軟に対応しながら大きな流れの中にも乗りながら、魅力あるものを発信していかないという部分がありまして、先ほど、先行委員のほうから「花燃ゆ」の話もありましたが、一般質問の中であえて苦言として、今の黒田官兵衛の清水さんの話をさせていただいたというのがあるのですが、その後、何か対応、清水宗治のかぶとがここにあるということも発信させていただきましたが、例えば展示するとか、岡山の備中高松城跡のほうに貸し出しをするとかっていう、そのようなことをされたかどうかお聞かせいただければと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御指摘のとおり、清水宗治のかぶとが文化センターに所蔵されておりまして、これは、武具といたしまして、よろいと、かぶとと両方ございます。ただ、よろいのほうにつきましては、かなり老朽化が激しい状態で、現在、分解した状態で収納されておりますので、すぐ取り出してお見せできるというような状態にはございません。

かぶとにつきましても、事前にお話がいただければ、ケース等へ入れてごらんいただけるということは可能でございます。それと、岡山への貸し出しも御協議があれば、その都度前向きな姿勢で対応できることは想定できますけれども、今、そういうお話は伺っておりません。

○田中委員

私もお聞きした話だと、よろいのほうはちょっと年代が違うので、その当時のものじゃないかもしれないというお話も聞きながら、かぶとは本物であろうというお話もお聞きしていますが、確かにすぐに取り出せないという部分があつて、多分、岡山の方たちが見に来られたときに対応できなかったということにはなっていると思うのですが、その後、好機を逃して見せれなかったという部分で、それをそのときの失敗と言ったらおかしいのですが、失敗も兼ねて向こうに貸し出しする、向こうのほうには、光市のこ

とも紹介したパネルも展示してあるので、こういった機会を本当に逃してほしくないなあっていう思いがあるのですが、済んだこととお話してもしょうがないので、これからについてお尋ねしたいのですか、これから「花燃ゆ」が始まって、いろんな意味で問い合わせが来たりとか、視察に訪れたりって人ももしかしたら出てくるかもしれませんが、そのときの対応窓口はどこになるのかお聞かせいただければと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

伊藤博文公、その問い合わせ内容にもよると思います。学術的なことであれば、文化・生涯学習課のほうで賜りますし、見学とかであれば伊藤公資料館のほうで承りたいと考えております。

○田中委員

おっしゃるとおり、本当に内容によるっていう部分が大いですが、その振り分け、最初に総合窓口として、どっかが受けて、その中でどういった対応をするかというのを考えて対応してほしいというのがありまして、清水宗治のときにも少しお話をさせていただいたのですが、今、光市のほうでも地方史研究会の方たちが、歴史、文化、編纂事業でしたかね、やられていると思うのですが、こういった民間活力というか、本当に歴史に対して、詳しい方たちが一生懸命いろんなことに取り組みされていく中で、こういった方たちの力もお借りしながら、一緒になって光市の魅力を発信していくというのは、非常に大事なことだと思って、言わせていただいたのですが、そういった方たちとの一緒になった対応というものは考えていらっしゃるのかお聞かせいただければと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今回のNHKの大河ドラマに関しましては、今、そういうのは全く白紙でございます。

○田中委員

わかりました。本当に今からのことなので、今からどう取り組むかにかかっているのので、その辺りはやっぱり、しっかり考えてこちらからどういうものを発信していくかという取り組みをしていただければと思います。この件に関しては終わります。

続いて、少し性教育についてお聞かせいただきたいと思うのですが、光市のほうではおっぴかい都市宣言しているまちとして、例えば子ども家庭課のほうで、未来のパパママプロジェクトというような、赤ちゃんとのふれあいの授業も行っておりますが、性教育については、どのような取り組みをされているのかお聞かせいただければと思います。

○石丸学校教育課長

性教育につきましては、今、各学校では学習指導要領に基づき、関係教科それから道徳、特別活動等において実施しております。特に性に関する認識、知識とか理解、こういった面につきましては、主に小学校では体育科の保健領域、中学校では保健体育科の保健分野、こういったところを中心に指導しております。

それから、男女の総合理解でありますとか、生命の尊重、それから人格尊重、こういったことにつきましては、道徳の時間を中心に実施しております。それから、男女の望ましい人間関係のあり方、あるいは家族の役割、今、お話されましたパパママの事業のことでありますが、こういったものは特別活動でありますとか、家庭科、こういったものを中心に実施しております。

#### ○田中委員

そうですね。未来のパパママプロジェクトのほうでは、子供たちの赤ちゃんとのふれあいの中で温かい心が育って、自己肯定感もあって命に対する尊びなんかも生まれてきて育っているとは思いますが、一方で、先の一般質問でもお話しさせていただいたのですが、いわゆる人工中絶というものがふえているという現状がありまして、それは理由としては経済的理由とか、若者化しているところは、いろいろあるのですが、一つやっぱり何ていうのですか、ふれあいの中で温かい心を育てるのも大事ですが、一方で現実的なやっぱり命というものを学ぶ機会、性教育というものが必要ではないかなと私は、おっぴろげ都市宣言しているまちで必要だと思っておりまして、その辺りで、今、2つの産婦人科があるわけなのですが、そういったところの現場の先生とか、看護師の方たちにお話をさせていただいて、リアルな命について勉強できる機会が提供できればと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

#### ○石丸学校教育課長

性教育にかかわりましては、さまざまな特に中学生の課題というのは、全国的にもいろいろ話題になっているところがございます。各学校におきましては、児童、生徒の現状、発達段階、あるいは保護者のニーズ、こういったものを踏まえながらそういった声を聞きながら、実態にあった性教育を進めていくということが、非常に大切になってくるかと思えます。

委員御指摘のような、さまざま課題こういったことにつきましても、各学校はそういった保護者と話す機会をまた利用しながら、児童生徒の現状を把握しながら進めていくことが大切ではないかと考えております。

#### ○田中委員

わかりました。なかなか性教育については、国の方針というかそういったものもあって難しいところではあるのですが、光市らしいやっぱり心を育てながら、そういった現状も知りながら、子供たちがやっぱり命を大切にしていく方向になっていくような取り組みをぜひお願いしたいと思います。

最後にもう1点、このたび、学校図書館法の一部改正が行われるということで、平成27年の4月1日から変わるようなことをお聞きしております。これについて少し説明をしていただければと思います。

#### ○蔵下教育総務課長

委員仰せのとおり、学校図書館法の一部改正が、本年6月に公布をされて来年4月1日から施行されることとなりました。内容につきましては、一番大きなものが学校司書、これは努力義務ではありますが、学校司書は今まで法的根拠がなかったわけですが、この学校図書館法の中に法制化をされたというのが内容でございます。

○田中委員

学校司書の努力義務として配置をとということなのですが、やっぱり努力義務ということなので、取り組みの思いによってすごく変わってくるのではないかと思うのですが、光市の今後の取り組み、努力の方向についてお聞かせいただければと思います。

○蔵下教育総務課長

本市におきましても、司書教諭を初め、図書指導員も小中学校合わせまして6人、配置しているところです。それから、学校図書標準の達成ということで、学校図書の充足率も100%に向けて、努力しているところです。学校図書館は、今後も児童生徒等の利用の一層の促進を図って行かなければなりませんし、図書館自体は児童生徒の想像力を養って、豊かな心を育む読書活動の場であるということから、本市としても学校図書館の機能、強化に引き続き努力をしていきたいと考えております。

○田中委員

ありがとうございます。今、お聞かせいただいたとおり、学校図書館は子供たちが読書習慣身につけ、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育てる場所であるということは認識しております。司書の配置によって、やっぱり子供たちが本とふれあう場所づくり、学ぶ機会づくりというものが大きく変わっていくのだろうなって思っております。

今、充足率の話もありました。充足率については28年度に向けて100%達成していくという部分で、小学校ではほとんどが100%に近い数字になっている。中学校では、たしか7割台とかっていうのを、以前の一般質問でもお話をさせていただきましたけれど、年次的に28年度に向けて取り組んでいくっていうのもそうなのですが、一つ思うのが、やっぱり100%という数値があれば、先に100%超えるものを補充してしまえば、そこから後ろは100%を超える本の提供というものができると思うのですが、その辺りについて、いかがお考えかお聞かせください。

○蔵下教育総務課長

この学校図書館の充実ですけれども、学校図書の充足率100%に向けて努力しているところです。本年、学校図書の充実として予算の話をさせていただくと、小学校が320万円程度、中学校においては、約270万円程度の予算で、執行しているところでございます。これは、国、文部科学省においても28年度までに学校図書館図書標準の達成を目指すということにしていますので、本市におきましても、28年度100%に向けて厳しい財政状況の中で、一度に100%に向けてというのは難しいわけでございますけれども、

その必要性は十分認識をしておりますので、今後も学校図書館の充実強化に向けて、努力していきたいと考えています。

○田中委員

本当に厳しい財政状況というものがある中で、やっぱり学校の現場としては本が足りてない、浅江小学校にしても充足率で言ったら9割台なのですが、本棚がすかすかになっているという現状もあります。そして、子供たちに、やっぱり、本にふれあう機会、学ぶ機会というものをふやしたいと思って、今、取り組んでいるところです。これは市川市長も本に対してはすごい思いを持ってらっしゃるので、ぜひとも1回どんと整備に向けて予算をつけていただいて、来年度にはなるのですが、そこから子供たちにやっぱり本にふれあってもらえる機会を多く提供していただけたらと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○四浦委員

10月だったかな、委員会のちょっと続きのような形にはなるのですが、硬式の野球場、近隣の状況、いわゆる県内の状況というのを最初に教えてほしいのですが、光市には市営の硬式の野球場がありません。県内見渡すと相当あるようではありますが、13市がどういう動向かというのを教えてください。

○礪山体育課長

硬式の野球場についてのお尋ねでございます。山口県内では11球場、周南市については、周南市野球場、新南陽球場と2つあります。県内では11球場あります。

○四浦委員

手短な答弁をいただきまして、全貌が詳しく分かった訳ではありませんが、お隣の下松市です、下松市は硬式野球場ありません。その隣の周南市にはあります。柳井市にもあります。近隣でいうと下松と光がないわけですが、下松は市営の硬式野球場はありませんが、市民がよく使っている球場というのがありますが、その中身は御存じでありますか。

○礪山体育課長

下松市については、市営の野球場はございません。企業さんのグラウンドと、それから光と同様に多目的グラウンドといいますか、そういうグラウンドで野球の大会も開かれているのではないかと考えております。

○四浦委員

お隣の下松と比較をしてみますが、確かに光市でも企業の球場をお借りして、硬式の野球をやることはありますが、下松の場合はもっと利用頻度が高いというふうに聞いておりますが、下松ではその企業の球場というのは、企業の構内にありますか、構外にあ

りますか。

○樋山体育課長

下松の球場は、構内ではないと認識しております。

○四浦委員

固有名詞をいいますと、東洋鋼鈑の球場というのは2つあるというふうに聞いております。2つとも構外にあるということですが、光が時々お借りする企業の硬式球場というのは、構内ですかどうですか。

○樋山体育課長

光市の野球連盟さんが大会を開いておられるときにお借りしているのは、構外の野球場を借りているというふうに聞いております。

○四浦委員

お借りする立場ですから、固有名詞を光市の場合は上げる必要もないと思いますけど、一つの企業については、構内にあって、それは最近、お貸しいただけないというふうに聞いていますがいかがですか。

○樋山体育課長

大変申しわけないのですが、最近の正確な情報というのはちょっと調べておりませんのでよくわかっておりません。

○四浦委員

これはちょっとおもしろくない答弁をいただきましたが、こういうことをやっぱりつかんどっていただいて、光市野球連盟の役員の話によると、全く使えないようになったと、構内にある野球場については、非常に硬式の大会を持つことが光市の場合には非常に困難だと、もちろん高校のグラウンドを借りるケースもあるのですが、ここもなかなか空いてれば貸してくれるのだろうけども、難しいというようなことから、非常に要望は光市の場合には特異な状態で、周南3市の中でも下松と比べても非常に硬式野球がやりづらい、いうふうな状況にあるということを知っていただきたいと思います。課長、何かコメントありますか。

○樋山体育課長

委員、今、おっしゃられたとおり光市の野球場というか、市営の野球場はございません。確かに野球連盟の正式な大会を引き受けて開催する場合には、先ほど申されましたように、高校の球場をお借りするのも高校球児の練習との兼ね合いとか、それから地元の新日鉄の球場をお借りすることはあるとは思いますが、今の野球をやられている方の御要望というか、それはしっかり状況を把握して認識をしておくべきものと思っております。

ます。

#### ○四浦委員

私のようにたまたま野球だとか、ソフトボールやると外野を守ると万歳ばかりやるようなのが、野球を語るあんまり資格はないのですが、しかし、よく考えてみると、野球人口というのは結構多い、それにやっぱり思いを寄せた施策をとっていくということは、私は欠かせないと思います。生き生きしたまちづくりから言うても、青少年の健全なスポーツを発展させるという点においても、欠かせない課題であるというふうに思いますが、せっかく答弁いただいておりますから、課長のほうのコメント、ここでもいただきますしょう。

#### ○礪山体育課長

野球含めて、少年野球、いろんなスポーツ少年団がありますが、光市の限られた施設をしっかりと、安全に使っていただくように、配慮していきたいというふうに考えております。

#### ○四浦委員

この項、ちょっと終わりました、これは12月議会本会議の一般質問の続きなのですが、一般質問で委員会ではやったほうがふさわしいであろうと言うたことなんですが、通学路の安全問題であります。

本会議では、これは2つの通学路について取り上げてみました。中身も、今日話すのも全く同じことではありますが、まず、中島田の踏切の傍の、きょうはちょっと慌ただしくしていたものですから、本会議のように写真を持ってすることができませんでしたが、中島田の踏切近くの通学路についてで、せっかく整備をされて相当なお金かかったと思うのですが、これどれぐらいの経費がかかったかというのはつかんでおられますか。

#### ○蔵下教育総務課長

中島田地区の箇所につきましては、歩道の整備等をしたわけですが、これについては関係機関に要望してお願いをしておりますので、こちらのほうでは経費はつかんでおりません。

#### ○四浦委員

恐らく、道路河川課辺りの予算でやられているのだらうなと思いますが、せっかくやられておるのに、踏切の近くになると、その歩道が水路にかかっている歩道ですね、途中でまた本道、いわゆる車道のほうに戻ってしまって、完全に踏切までは歩道が通じてないというふうなことで、半分しかやられてないで残念な思いがするのですが、障害物があるからそうなっていると思いますけれども、なぜ、ああいうふうになっているか、中途半端になったのかというのはつかんでおりますか。

○蔵下教育総務課長

経緯を申しますと、一昨年の緊急合同点検会議のときに、この箇所が上がってきまして、林の踏切付近からタイナカ運送方面の渡り方、20m以内に当時は横断歩道が2つありまして、危険だということの中で、関係機関が協議、調整をしまして、道路整備等を一部いたしましたし、警察も巡回する、あるいは見守り活動を強化していくという形になりました。

委員仰せの水路の蓋の部分でございませうけれども、横断歩道を1箇所にしたということで、関係機関とすれば横断歩道の溜まり部の確保のために、あそこの水路上に蓋をされたと聞いております。

○四浦委員

そうすると、私のほうが勘違いしとるというふうに思いましたが、あれで中途半端ではなくて、あれで完成だということなのですね。確かに水路に小屋がついています、乗っています。だから、それを避けてということがあるいは、小屋を除いてやるということが困難だからというふうに見えたのですが、それはそうじゃないのですね。

○蔵下教育総務課長

今、言いましたように横断歩道の溜まり部の確保ということが、当時、整備をした目的であります。委員言われるように、確かに自治会のごみボックスやあとは用水の取水口があったりするのですけれども、そこまでの延長は、当時から考えてなかったということでございます。

○四浦委員

わかりました。もう一つの通学路の安全問題については、浅江小学校の通称製鉄の浅江寮のあったところの下、堀り割りというところにあります。順を追っていきましょう、堀り割りのほうから、これも一般質問で取り上げてやりましたが、確かに、今、危険だか先生が毎日そこについている。それから、交通指導員もあそこの横断歩道のところに堀り割りに入る前の横断歩道ですね、毎日ついていうふうな状態で、非常に重視をしている通学路であるということは、よくわかるのですが、用地買収に非常に難航しているというふうなことのようですが、用地買収だけを待つて随分先になるというか、見通しが立たないというか、それじゃあ余りいただけないといえますか、ということなのですが、本会議でもちょっと触れたかな、交通規制というのは検討されたことがありますか、朝の時間帯だけということではいかがですか。

○蔵下教育総務課長

本会議の一般質問でもそういったお話をいただいておりますので、関係機関に問い合わせはいたしました。時間的にも、交通規制をかけるということになりますと、その地域の方々の了承もいるということもございませうし、かなりの交通量もございませうので、現状の中では交通規制は難しいのではないかと聞いております。

○四浦委員

難しいというふうに断定的に言われると話がこれで終わりというわけにもいかないのですが、あそこは新しいミニ団地ができて、堀り割りを通って、本線、あの大きな交差点に出るといふ形、あの道しかないですかどうですか。

○蔵下教育総務課長

通学路については、必ずしも今の掘り割りの部分を通って、浅江小学校へ行く道だけということではないと思います。

○四浦委員

今後の課題として見てください。その規制問題については、関係機関とって難しいとか何とかいうよりも、あそこの町内の方と膝をつめてという言い方したしたらおかしいのじゃけども、御相談をしたことがありますか。

○蔵下教育総務課長

膝をつめてというのがどの程度を言われるのかこちらではわかりませんが、関係機関とは合同点検会議を初め、こういったいろいろな箇所についても調整、協議ということはいたしております。

○四浦委員

引き続き、努力を期待したいというふうに思いますが、基本的には用地買収を成功させなければいけないと思いますけど、それからもう一つ、そのお向かいになるところ、私は県道だっただけだと思いますけども、その県道の名称を覚えてないが、歩道が非常に狭いところカーブして、こう言えばわかると思うのですが、これは一番狭いところでどれぐらいだったですか、歩道の幅。

○蔵下教育総務課長

歩道の幅が、何メートルというのはここでは申し上げられませんけれども、あそこは歩道で待つ溜まり部がほとんどなくて、用地買収をして広げないと溜まり部として待つのはなかなか厳しいような状況であることは認識しております。

○四浦委員

この間、通学路の安全対策として用地買収については、改めてこういうふうに国の音頭で安全対策をとるという呼びかけがされたわけですが、その後用地買収についてどういった努力がされたのですか。

○蔵下教育総務課長

関係機関に要望して、用地買収をお願いしており、あそこに児童生徒が溜まれる溜ま

り部を準備していただきたいという話はしております。

○四浦委員

ちょっと昔測ったので、私は正確な数字を覚えてないが、1 m切れていますよ、狭いところは、しかもカーブの部分で歩道と車道の間縁石にちょっと男の子たちが遊び心半分でしょうが、上がって朝の通勤のラッシュの時期に非常に危険な状態も見かけます。それを重視して、最近は何合同調査をやったのではなかったですか、いかがです。

○蔵下教育総務課長

本年の8月に合同点検会議をいたしております。

○四浦委員

浅江小学校の通学路の安全対策について、今、2箇所について取り上げてみました。これからも真剣に取り組まれるように期待をして私のほう終わります。

○大田委員

今年の3月、光市いじめ防止基本方針を出されたと思うのですが、それから約半年たちました。それで、教育委員会を実施すべき基本的な取り組みと、学校が実施すべき基本的な取り組みというのを上げられておられますが、これに周知徹底してから今後どのような取り組みをされるのか、お聞きしたいと思うのですが。

○石丸学校教育課長

光市いじめ防止基本方針につきましては、今年の6月に公開いたしまして、方針の周知につきましては学校だよりとか、それからPTA総会等の保護者が集まるとき、こういったところ、それから学校のホームページ、あるいはコミュニティスクールにかかわる学校運営協議会こういったところで話題にして周知を図っております。それから、光市として共通重点実施活動ということで2項目上げておまして、一つが週1回のアンケートの実施、これは、今、徹底しております。各学校、それから児童、生徒の主体的な活動ということで、道徳の時間を活用していじめを許させないような心情を育てること、それから、あるいは特別活動等利用していじめの行動指針ということで、例えばいじめ撲滅宣言等こういったものを考えさせるとか、それから個々の児童、生徒の行動目標をつくらせるとか、こういったことを実際には行っております。

それから、教育開発研究所のほうでは、学校運営部会のほうで現在、9月から10月にかけて、取り組み状況のアンケートをしております。今、現在、その結果の集計及び分析を行っているところでございます。

○大田委員

そのアンケートの結果というのは、我々にも一応公表されるのでしょうか。

○石丸学校教育課長

教育開発研究所の事業でございますから、大体年度末には報告するという形でまとめていくようになるかと思えます。

○大田委員

学校でも週1回のアンケートとっておられるというような答弁でしたが、その公表結果というのもしれるのですか。

○石丸学校教育課長

アンケートそのものの内容ということでございますか。アンケートの個別の具体的な児童生徒の名前が出るようなものにつきましては、教育的配慮ということで公表は難しいですが、こういうケースがあったとか、こういうのが何件あったとか、そういったことにつきましては、ある程度とりまとめることができると考えております。

○大田委員

それを、方向は今から方向づけられると思うのですが、そねいなのも我々に発表してもらえると考えるとよろしいですか。

○石丸学校教育課長

アンケートをとっておりますから、ある程度、市の事業として教育開発研究所の事業としてやっておりますから、数値的なものは公表していく方向になっていくと考えております。

○大田委員

わかりました。いじめがないように今後とも努力してください。よろしく申し上げます。

質 疑：なし

## 2 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

①議案第 64号 平成26年度光市一般会計補正予算(第4号)〔所管分〕  
(政策企画部所管分)

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### (2) その他(所管事務調査)

質 疑

○笹井委員

では、1項目ほど。

公共施設マネジメントについてお聞きします。

公共施設白書は、今年度、当初のほうに作成されて、御説明もいただいておりますが、マネジメントは白書をつくって、その後で、具体的計画を、方針をつくって、実際に、実行に当たるといった流れが一般的な公共施設マネジメントの流れだと思いますので、光市において、公共施設白書を作ったその次の段階というのは、今、どこまで進んでいるのでしょうか。

○福原行政改革推進室長

ただいま、公共施設白書の次の段階という話で、その進捗状況に関するお尋ねをいただきました。

公共施設マネジメントの取り組みにつきましては、まずは、本市の公共施設の現状を知ることが大切であることから、本年7月に、建物147施設の実態を取りまとめた光市公共施設白書の策定を行いました。

そして、次の段階としましては、何よりも市民の皆様に、本市の公共施設の現状と公共施設マネジメントの必要性を御理解していただく。こういったことが、非常に大切であり、不可欠であると考えております。

このため、白書策定後、公報やホームページへの掲載、主だった施設への閲覧用白書の配付のほか、行政改革市民会議を通じて、内容の説明を行ってまいりました。

そして、白書をもとに、現在、出前講座を開催して、3団体、46名への講座を実施したところでありますが、白書や公共施設マネジメントについての認知度が思った以上に低いと感じているところがございます。

このため、今後につきましては、周知に関する取り組みに重点をおいて進めていき

たいというふうに考えております。

また、平成28年度中を策定の目途としております本市の公共施設マネジメントの基本方針となる（仮称）公共施設の適正配置等に関する方針につきましては、内容について、行政改革推進室内で検討している段階でありまして、国や他市との動向に注視しながら、慎重に作業を進めていきたいというふうに考えております。

○笹井委員

出前講座、3団体でということですが、どういう関係の団体なのか、ちょっと教えていただけますか。

○福原行政改革推進室長

開催状況ですが、先ほど3団体、46名と申し上げましたが、団体としましては、園芸、陶芸の愛好家団体、1団体、また、福祉関係団体、あと、障害者の関係団体で行いまして、それぞれ、11名、24名、11名、合わせて46名という状況になっております。

○笹井委員

わかりました。

いろいろ、本当の市民の、しかも、市の企画からすると、遠い、ちょっと遠い団体から、こういうふうな出前の依頼があったというのは、私はいいことだというふうに考えます。

ただ、周知の状況が悪いというのは、これは、私もそう思っているところでございまして、これ、まえ、本会議でも言って否定されたことですが、もう一回言いますが、やっぱり、対象となっている施設に、まず、対象となっている施設であることを明示すること。

そして、白書ができたのであるから、そこ、ここの利用者、それから、維持経費、後、同様施設の中で、何番目のどういう状況にあるのかというのは、私は、対象施設にきちんとパネル的なもので掲示を必要があると思っておるのですが、今後、そういうふうなことをされる御予定はないのでしょうか。

○福原行政改革推進室長

ただいま御意見をいただきまして、いろんな工夫を、今から加えていく必要があろうかと考えています。

そういった中で、1つの手法として、ただいまも委員さんに言っていただきましたが、そういうこともどういったほうがよいか、今からというか、これから特に検討していく必要があろうかというふうに考えております。

○笹井委員

改めて要望にかえますが、やはり、公共施設マネジメントの一番影響があるのは、その施設の利用者であると。

だから、その利用者が、まず、そういうふうな動きがあるということを知らないと、やっぱり、周知や議論の広まりもないと思いますし、それで、白書をつくられたのであるから、基礎的なデータ全部あるわけですから、物議は醸すことかもしれませんが、やはり、利用者数、それから、運営経費、後、この類似団体との関係などは、その施設に関するものはその施設にわかるようにやるべきであると。

それがあって、市民的な認識が深まった上で、また、平成28年に、方針をつくるということにするまでの市民のいろんな間の議論とかが進むのではないかということ、私は考えますので、これは提言にかえさせていただきます。

#### ○委員長

ほかにありませんか。

#### ○森重委員

今、公共白書策定後の、いろいろ、今後の計画等、お話いただきましたけども、ことしの4月には、総務省より公共施設等の総合管理計画の策定要請が出されていると思いますけども、それはどのように。

今後の光市が行っていく28年度を目途に、公共施設適正再配置計画を行っていかれますけども、それと、この公共施設等総合管理計画等の整合性といいますか、取り組みのものに対して、これが関与していけるのかどうか。

また、ちょっと私、分からないものですからお聞きするのですけども、その総合管理計画というのはどういうものなのか。要請が来ている計画は。それに対しては、どのように今後取り組まれようとしているのか。

それに対して、今の再配置計画みたいなものが、もちろん、整合性を持って、それも含まれていくのかどうか、そういうふうなところを、少しちょっと詳しくお聞きしてみたいと思います。

#### ○福原行政改革推進室長

ただいま、国の計画を含めて、それがどういったものであるとか、どういう取り組みをしていくつもりか。再配置計画がどう絡んでくるかという話がございました。順を追って御説明します。

まず、国の計画の話を、どういったものかというのを簡単に説明させていただきますが、総務省から平成26年4月22日付で、公共施設等総合管理計画の策定の要請とともに、策定に当たっての指針が示されました。

この指針は、箱物に限らず、道路や下水道などといったインフラ施設も含めた自治体が所有する全ての公共施設を対象に、1つは、現況及び将来の見通し。

2つ目は、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針。

3つ目として、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針。

こういった3点を盛り込んだ10年以上の長期的な計画を策定するよう、各地方公共団体に対して要請を行っております。

このため、先ほど、国や他市等の動向を注視しながら、その作業を進めるというふうに申し上げましたが、次に、どういった取り組みをしていくつもりかということと、今から、光市が策定する計画にどういったことを盛り込むかということをお話しますが、準備ということで、今、行っている内容につきましては、方針策定の前段階となります。

例えば、対象とする公共施設の範囲。先ほど、国からは全ての公共施設をいうことがありましたので、そういう範囲を考えておく。

また、方針策定の手順、方針の位置づけあるいは計画期間、方針に盛り込む内容。そういったものについて、ただいま、検討をしている段階でありまして、全体的な再配置計画の位置づけ等につきましては、国の指針の基準を参考にしながら、平成28年度中を目途に、公共施設マネジメントを推進するための基本方針として、用途、分離別の方向性までを示す。そういったものをつくりたいというふうに考えております。

#### ○森重委員

確かに、自治体が持つ全てのそういう箱物から、道路から、下水から、いろいろなものを10年以上の長期計画を立てる。これは、大変な労作業ではあるわけですが、要は、しかし、そういう長期展望に立って、当面のいろんな再配置なんかも、やっぱり、考えていく。

本来は、それが望ましいと思うのですが、確かに、現場におかれては、それに労力を、本来業務を持ちながら、ましてや、こういう計画をどっかの文書でつくっていくということは、大変な労作業で。

このへんが、今後、光市に取りましても、そういうデータのなものとか、それから、長期展望をどういうふうにしていくのかという、その労作業するポジションみたいところが、今後、大きな課題になってくると思うのですが、当面は、この総合管理計画も頭に入れながら、当面のその再配置等を先に手がけていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

#### ○福原行政改革推進室長

当面、まずは、先ほど申しました白書等を通じてマネジメントの周知を図るのが一番と。

その次に、国、他市の動向に注意しながら、光市の公共施設の適正配置ということで、その基本的な考え方とか、各用途別の施設のあり方、そういったものを作成するというところでございます。

#### ○森重委員

わかりました。

このへんのところは、ちょっと、私も今からしっかり勉強していきたいと思っておりますけども。

一般質問でも行いましたけども、今後の財政事情も考えた上で、やはり、余力がある間に、やっぱり、基金も積み立てていく方法ということになりますと、こういう公共施

設白書から展開されるいろんなもの、いろいろ財政も何もかんも絡むから、1つの部署ではお答えづらいと思いますけども、総合的に考えて、ここは大変重要な公共施設白書の展開ということになりますので、このあたりは、まだ、私もしっかり勉強していきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○田中委員

平成24年から28年の光市の政策工程表の中からちょっとお聞きしたいのですが、25年度と26年度で、定例記者会見等定期的な情報発信のあり方の検討をされていると思いますが、その進捗状況についてお聞かせください。

#### ○坂本広報情報課長

開かれた市民主体の行政を推進していく上で、市政の情報発信や施策のPR等、マスコミやさまざまな媒体を活用して行っていくことは、極めて重要なことだと認識しております。

本市におきましては、以前から、新年度予算発表時には市長説明。また、特別な場合には市長コメントの発表などの方法で行ってきているところでございます。

また、平成25年4月からは、市のホームページ上に、各所管が実施する事業、行事等について、積極的に、記者発表資料及び行事予定表として公開し、情報発信に努めているところでございます。

定例記者会見について、検討する中で、県内他市の実施状況の調査を行いました。市長がイベント告知や議会提出予定の議案などの資料を読み上げ、マスコミからの質疑を受けるといった形式的な内容となっているなどの情報を得ているところであり、情報発信の適切なタイミングや情報の鮮度、量などの、幾つかの課題があると考えております。

引き続き、検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○田中委員

市長のコメントとかお聞きできる機会なので、市民にとってもすごくうれしいことで、さまざまないい、明るいニュースなんかもある中で、届けていただくことによって、市民も、未来に明るい希望が持てる町になっていくかなと思っております。

その中で、この間、イギリスのほうに、夢大使事業で行かれたときもフェイスブックを使って、これは市長の個人的なことかもしれませんが、フェイスブックで情報発信されていたことも、市民にとってすごい反響があったことだと思いますので、ぜひ、市長の取り組みとか、方針なんかが市民に響き渡るように、取り組みをお願いしたいと思います。

また、平成25年度から、市の記者発表資料をPDF化し、ホームページに掲載しておりますが、これ、一般的に、データをPDF化するという頭でいたのですが、実は、見てみますと、スキャンしたような画質で、物によっては、画像が潰れたりしていて、見るほうとしては、ちょっと残念な気がしているのですが、このあたりの対策を講じてほしいのですが、いかがでしょうか。

○坂本広報情報課長

記者発表資料のホームページでの取り扱いでございますが、委員さん、御指摘のとおり、そういった事象が発生している状況でございます。

ホームページへの掲載につきましては、ホームページサーバーへの負荷軽減及び閲覧者のダウンロード時間の短縮等の観点から解像度を落として、極力、データ容量を低くして、アップロードしているなど、一定の制約の中で行っているところでございます。

今、委員さんから、そういった御指摘もありましたことから、解像度等につきましては、可能な範囲で工夫はしてみたいと思っておりますが、一定の限界があり御理解を賜りたいと考えております。

○田中委員

そうですね。ダウンロードの時間とか、データ量という部分では理解するところではあるのですが、せつかく、情報発信ということで、いい取り組みをされているのに、これ、ひとつ、ふるさとまつりのやつを印刷してきたのですが、こういう感じで、何が何やら全くわからないような、私たちがファックスで受け取るのと同じような画質でして、かえって、よかれと思ってやっていることが、市民にとってもわからないものとして、手元に届いてしまうので、ぜひ、これは、改善をお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。もう一度、お願いします。

○坂本広報情報課長

先ほど申しましたように、可能な範囲で、工夫をしていきたいと考えております。

○田中委員

わかりました。よろしく願いいたします。

それと、もう一つ、先ほど、市長のフェイスブックのお話もしましたが、25年度から、SNSフェイスブック、ツイッターなどの活用について、調査研究を行っているかと思いますが、その進捗状況についてもお聞かせください。

○坂本広報情報課長

情報発信の方法につきましては、これまで、本市においては、広報紙、ホームページ、メール配信サービスなどを利用して、各種情報発信を行ってきているところでございます。

近年、スマートフォンなど、インターネット環境の多様化により、SNSの利用者も増加していることに伴い、県内の他の自治体においても、これを利用した情報発信が行われているところでございます。

SNSの主なものとしては、ツイッター、フェイスブック、ラインなど、多様なものがあり、情報の双方向性や即時性など、それぞれ特徴があるところでございます。

広報紙やホームページと比べ、SNSにおける情報発信は即時性があり、イベントな

どの開催状況や災害発生時の対処状況などを発信する内容においては、有効な媒体になると認識しております。

しかしながら、SNSの利用には、数々の長所がある一方、情報の双方向性の部分において、コメントや不用意なリンクにより、不正確な情報の拡散や個人情報など利用者に対し、不利益を与えるリスクや懸念もあるのが実態でございます。

情報化社会において、情報発信、提供は重要なことと認識しており、現在、広報情報課内において、先進自治体における効果や課題、県内、他市の動向など調査研究し、情報を発信するための運用体制や、利用する際の基準について、検討しているところでございます。

#### ○田中委員

これにつきましては、なかなか調査、研究しながら、年数が過ぎていっているという部分があるのですが、やっぱり、SNSというのは、共感できて繋がれるという部分が大きいところだと思います。

SNSといっても時代背景もあって、新しいものがどんどん出てくる中で、変わっていくという部分もありますが、例えば、来年度、世界ジャンボリー、それから、スカウトジャンボリーがありますけど、そういった海外から来られている方たちと繋がることのできるのも、こういったSNSの魅力の1つでもありますので、なかなか調査、研究を続けていく中で難しいとは思いますが、何かの機会に、こういった機会にやるというような感じで、方向性を示していただけたらと思いますので、引き続き、よろしく願いいたします。

続きまして、もう3点ほどあるんですが、株式会社光市という視点でお尋ねしてみたいのですが、今、市のホームページのほうに、スポンサー広告が5社、今、下部のほうにありますけど、これが、5社で目一杯なのか。それとも、まだふやしていく取り組みがあるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

#### ○坂本広報情報課長

ホームページのバナー広告に関しての御質問でございますが、光市では、自主財源の確保を目的として、バナー広告を募集し、掲載しているところでございます。

現在、広告の募集及び広告掲載の申し込みにかかる業務は公募により、広告代理店業者のほうに、委託をし、行っているところでございます。

広告掲載枠については、契約の際、最低枠数を5枠とし、5枠を超える場合につきましては、協議の上、追加できるということで、契約を行っております。

上限につきましては、一応、10枠ということで、現在、行っているところでございます。

#### ○田中委員

今まで以上の申し込みがあれば、協議を行ってということなのですが、今まで、募集というのは、今、5件なのですが、5件以上というのは、あったことがあったのでしょうか。お聞かせください。

○坂本広報情報課長

22年度ぐらいから開始したと思いますが、今のところ、5件以上の掲載は、していない状況でございます。

○田中委員

わかりました。

私も、見て、収まり方をみると、すごくきれいに収まっていて、5件が目一杯なのかなって思ってしまうところがありまして。

先ほど、広告代理店のほうにお願いしているということがあったのですが、確かに、案内も、広告代理店のほうに連絡ということで書かれているのですが。

例えば、1枠お幾らで、何枠まで募集していますということを、明記することによって、一目で興味をもった方が、条件的なものがわかるという方法もあるかと思うのですが、そのあたりで、広告代理店にお願いしているのはわかるのですが、これはこういった趣旨で、そういったことを掲載せずに、広告代理店にもっと安くしてくださいということにしているのかお尋ねしたいと思います。

○坂本広報情報課長

広告代理店方式を採用するに当たりましては、当然、マージンが発生します。

マージンが発生するわけですが、逆に言えば、広告費100%が自治体の歳入となりますし、枠が公募で埋まるということになれば、広告費がゼロということも、市にとってはございませんので、そういったことで、広告代理店のほうにお願いしているような状況でございます。

○田中委員

少し、ちょっとわかりにくいのですが、公募で募集しているという部分もありますし、見る人にとってわかりやすいという意味で、このへんに条件とか、枠数10枠募集していますあたりを、ぜひ、明記して、より多くの方に、ここに広告を載せていただいて、市の税収としていただけたらと思います。

その続きなのですが、今、山口県のほうとかですと、封筒のほうに裏面などに、スポンサー広告のようなものを載せて取り組まれておられますが、光市のほうでのこういった封筒に対する広告募集を行う方向性があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○福原行政改革推進室長

封筒等ということでお答えさせていただきます。

広告募集につきましては、関係各課で現在、取り組んでいるところではありますが、第2次光市行政改革大綱の実施計画の各種歳入の確保の中で、封筒等への有料広告の掲載などにより、自主財源の確保に努めるというふうにしておりまして、その推進を図っ

できたところでございます。

この状況を申し上げますと、まず、封筒につきましては、広告がなじむかなじまないか。

また、作成枚数などから、広告の可否について検討した結果、現在、市民課や税務課などの窓口用封筒について広告付封筒を導入しております。

このほか、市広報やホームページ、庁舎案内板、ごみ収集カレンダー、観光パンフレットといった広告を掲載しても支障がないものにつきまして、募集を行い、自主財源の確保に努めているところでございます。

そういった意味で、一定の広告募集は行っているというふうに考えておりますが、先ほど県の封筒を言われましたが、これは、作成枚数単位がかなり多い場合は、そういうことも可能だというふうに聞いておりますし、広告主もあるということで聞いておりますが、市のほうはそれほどの枚数単位がございませんので、そういったこととか、こういった業者があるかというのを検討した結果、今、こういった現状になっている次第であります。

#### ○田中委員

各所管でさまざまな取り組みをされているということで聞きました。

これが、本当、企業の広告として、市民の目にとまるだけではなくて、光市の取り組みとして、こういったことを取り組んでいるなということの市民へのアピールにもなりますので、ちょっと封筒の数が少なくてというところもありましたが、ぜひ、そのあたり、うまく、金額に乗っかってくるのかもしれないけど、取り組んでいただけたらと思います。

続きまして、U J I ターンの考え方について、一つお聞きしてみたいのですが、U ターン等定住者ネットワークが立ち上がったときに、私も委員の一人として入らせていただいていたのですが、そのときの市の考え方としては、都会に出ていった市内出身者に定年後Uターンしていただいて、光市のほうに家を建ててもらおうという方向性で取り組まれていたかと思いますが、今は、その定住者のU J I ターンについて、どのような方向性で取り組まれているのか、お聞かせいただければと思います。

#### ○小田政策企画部次長兼企画調整課長

Uターンへのお尋ねであります。

この定住者ネットワークにつきましては、当然、議員、御承知のとおりであります。が、団塊世代、当時、今から6年半ぐらい前ですが、団塊世代の大量退職ということで、全国的な対応が求められたときでありました。

こういうものを捉えた人口定住対策として、平成19年度に、制度設計をいたしたところであります。

内容的には、大きく分けて2つございまして、平成20年1月に、設立をしましたふるさと光の会、こちらのほうで、ふるさとと出身者を結びつける取り組みを行うこととし、これと合わせまして、同年5月に、定住者のネットワークを設立したものでございます。

当時、設立までは、私も関わっておったのですが、このネットワーク自体の設立目的につきましては、議員、仰せのとおり、団塊世代を対象とした短期的、重点的な対応策を行うための視点で、光市に移住をされた方、そういう方を中心に、1つは、地元のUターンの受け皿づくり、それと、もう1つは、Uターンの先輩としての、行政への実体験者としてのアドバイスという大きな2点で、当時8名の委員さんで組織をしております。

こういう状況の中で、例えば、U J Iターンの情報発信ということで、大好き光の拡充とか、そういう御意見をいただいたところでございます。

現在のU J Iターンの方向性に関しましては、これは、総合計画にも位置づけておりますとおり、まず、地域の魅力を生かして、多様な定住策を促進するということと、地域特性を生かして、交流人口を拡大をしていくと大きく2点ございまして、具体的には、ふるさと光の会によるUターンの促進と合わせて、定年後のUターンという当時の目的のみならず、おっばい都市宣言に基づく子育て環境の整備等による、子育て世代の定住の促進等にも努めてきたところでございます。

ただ、基本的な方向性については、大きく変化はないと考えております。

ただ、一方では、日本全体が人口減少に転じるということもございまして、今後のあり方については、市長答弁でもございましたように、大きなことも含めて、再整理が必要かなというふうに考えております。

#### ○田中委員

時代の流れもあって、変わってきているところもあるのかなというのはあるのですが、今後の方針に向かって進んでいくということであるのですが、同僚議員も一般質問の中でありましたニューフィッシャー、ニューファーマーという定住者、移住者もくるわけなのですが、その中で、やっぱり、住宅に対しての支援がほしいという部分なんかもあって、このあたりは、今から向かっていくであろう空き家バンクとかに対してでも、定住という視点を入れるだけで、随分、方向性がかわってくると思いますので、ぜひ、移住者、定住者への支援とか、方向性というものをしっかりミックスさせて考えていただけたらと思います。

それで、最後に、もう一つ、中山間地域についてお聞きしたいのですが、6月、9月の一般質問の中で、光市の中山間地域について、お尋ねしたときに、光市では、中山間地域に指定している周防地区、伊保木地区は、山口県の中山間地域に指定していただけてないので、それを指定していただけるように取り組んでいますという答弁がありましたが、その後の進捗状況についてお聞かせください。

#### ○小田政策企画部次長兼企画調整課長

中山間地域対策について、再整理をいたしますと、県の指定と同様に、大和地区と牛島が県指定と当時、なっておりました。

人口減少、高齢化率の関係から、市において独自指定しておる地域が伊保木地区。周防地区という2カ所になっておりました。

県指定以外の地域には、具体的な支援措置が全く受けられないということで、これまでも、地域指定の拡充というものと、市の独自指定部分についても、県の支援策を展開してほしいという2つを申し入れしていたところでございます。

県の地域指定の要件自体が、地域振興5法の適用地域、これは光市でいうと、牛島地区でございますが、これと、国の農業地域類型区分というものが、山間農業地域と中間農業地域、これが大和でございます。

これによって、指定をされておったのですが、今回、国の方が農業地域類型区分の見直しを行われまして、ちょっと詳しいことは除きますが、周防地区が新たに中間農業地区に指定されたということで、今回、追加の指定を県の方がしてきたということでございます。ですから、今までに比べて、周防地区までが県の支援も受けられる。

ただ、伊保木につきましては、これまで同様、市の単独指定でございますが、これへの地域指定の拡充とか、県の支援措置の適用は、現在、難しいということで、聞いておりますので、引き続き、県にもこうした地域についても、要請を進めていきたいと考えております。

#### ○田中委員

わかりました。

今回、周防地区が新しく入ったということで、これは、本当に、支援が受けれるのでうれしいことなのですが、伊保木地区については、引き続き、指定にさせていただけるように、取り組みをお願いしたいと思います。

それで、この周防地区が指定されたことについてです。

私も、村岡知事が国に要望されて、要望書の地図を見て、初めて色がついていて、周防地区が指定されたんだということが気づいたんですが、周防地区の皆さんに対しては、こういったタイミングでお知らせするののかというところをお尋ねしたいと思います。

#### ○小田政策企画部次長兼企画調整課長

地域の説明でございますが、これまでも関係所管のほうから、状況のお話は差し上げておると聞いておるのですが、ただ、その改めて、このまま地域指定に伴って、夢プランの作成とか、それに基づく県の支援隊の要請も可能になってまいりますので、若干、具体的な説明も必要かなと思っております。

できれば今月中に、地域の公民館と自治会関係者でございますが、こちらへの情報提供も行ってまいりたいと考えております。

#### ○田中委員

了解しました。

本当に、地域コミュニティ推進のほうでも、ここにプランつくっていく中で、この件の中山間地域に指定されて、夢プランの支援をいただけるという部分も、すごい地域にとっては、本当、明るい夢のある話なので、ぜひとも、住民の方にはしっかり伝えて、これを生かしながら、地域活性につなげていただけたらと思います。よろしくお願ひい

たします。

○四浦委員

私のほうからは、10月の決算審議の委員会に続いて、システムの保守委託に関する意見を、少し後段では角度を変えて尋ねますが、まずは、おさらいの意味も含めて、広報情報課長は、この件につきまして、26年度については、単価の引き下げもあって、経費の節減に向かっているものとも考えておりますというふうに答えられましたが、少し、具体性に欠けておりました。

中身について、教えていただきたいと思います。

○坂本広報情報課長

お尋ねのS E単価の関係でございますが、25年度までは62,500円であったものが、50,000円ということで、現在システム改修等の契約にかかる経費の積算根拠としております。

○四浦委員

これはまあ、喜ばしいことなのですが、少し変わったからには、努力の痕跡がみられるのだらうと思いますが、どういうふうなやり取りをされたか、少し中身についてふれてみていただきたいと思います。

○坂本広報情報課長

S E費の単価の件でございますが、従来から62,500円が、市が依頼しているコンサルの評価から言いますと、県内の平均的な単価といたしましては、42,500円ということで、24年25年と粘り強い交渉をした結果、50,000円ということで、合意に至ったところでございます。

○四浦委員

単価の引き下げで経費節減が得られたということは、このことそのものは、喜ばしいことなのですが、少し10月の委員会に遡って言うならば、全部で200万円以上の経費がかかる電算システムの保守改修委託について10件平成25年度であったと。そのうち、8件については、法の改定などによる全国共通のものであったというふうに述べておられます。この全国共通のテーマについてはですね、これは、議論の中には組み入れられた訳でありましょうか。

○坂本広報情報課長

全国共通、共通でないを問わず、200万円以上のものについては、同様の精査を行っているところでございます。

○四浦委員

ちょっと答弁が曖昧だというか、分かりにくかったのですが、例えば、周南3市、周南市、下松市、光市というようなところに、共通のテーマのある保守改修委託がかかってきた場合に、言葉が適切かどうか、私はわかりませんが、ソフトの中に、プログラムの中に、パッケージ化されたものがあるだろうと思いますが、そういうことを精査して、いわゆる、システムエンジニアの単価というより時間ですね。日数ですね。

そういうものをきちんと位置づけて、値引きをされたかどうか。ということは。このテーマについては、いかがですか。

○坂本広報情報課長

システム改修の経費等についてのお尋ねでございますが、今、委員さん仰せのとおり、パッケージの適用ということで、パッケージにつきましては、人口によって、何万人から何万人は幾らというような内訳がございます。

そのパッケージに対して、光市でありますとか、下松市、周南市、各々、カスタマイズをしております。

そのカスタマイズを光市なら光市の独自の仕様に合わせるための経費として、SE費がかかってくるということでございます。

○四浦委員

この問題については、また、次の項目でも、ふれたいとは思いますが、周南市、下松市、光市は、同じ日立に随意契約をしているということを前にはお聞きしました。

そうしますと、コンサルに値引き交渉をやってもらっているというのは、以前の、このやりとり中でも、課長のほうで答弁をいただきました。

コンサルは、この周南3市とも、周南市、下松市、光市とも同じコンサルですか。

○坂本広報情報課長

光市と同様のコンサルと聞いております。

○森重副市長

少し、訂正をさせていただきますが、コンサルタント業務は、光市が発注をしておるものでございますので、下松さんや、周南さんについては、承知をしておりません。

○四浦委員

ちょっと不思議な話を聞くのですが、以前から下松市や周南市と協議をしているということですから、大事なコンサルに対する委託、依頼というようなものも協議の中には、今のお話では全く入ってなかったということになりますが、いかがですか。

○坂本広報情報課長

所管からいろいろなシステム改修ということで、こちらのほうに話が上がってきましたら、業者から出てきた見積もりをコンサルに、精査の依頼をしまして、コンサルから

精査報告の方をうちのほうにいただきまして、その結果に基づいて、こちらのほうで、業者と価格交渉をしている状況でございます。

#### ○四浦委員

よくわかりにくい答弁をいただきりますが、じゃあ、周南3市で協議をするときに、コンサルにどういう依頼をするかという協議は全くされてないということですか。

#### ○坂本広報情報課長

あくまでも、光市単独でコンサルのほうにお願いをしているということでございます。

下松、周南のほうに、情報提供等情報共有を行っているということにつきましては、どういったことで契約をするとか、どういった仕様でありますとか、どういった内容になっているかというあたりのことで、周南市、下松市がコンサルに出された後、出す前とかというようなことは、承知はしてないところでございます。

#### ○四浦委員

全く、何か秘密のベールに閉ざされたような、これでいいのかという気がしますが、周南市などの議会のやりとりをネット等で見てみると、どうも同じコンサルのようでありますから、光市が出しているコンサルと周南市が出しているコンサルは同じようでありますから、恐らく下松も一緒じゃないかと思えます。

同じ組上にまな板の上に乗せて、今後は議論をするように求めておきたいというふうに思います。そのほうがずっと効果的だと思います。パッケージ化の話もしましたが、カスタマイズなどについても、同じようなことがというのが、ここが根幹でもありますんでね、同じ作業をやっていて、全く一から同じ作業をするわけではない、同じメーカー日立がやるのですから、そうすると、全国共通のテーマについてはいわゆる大きな値引きができるはずなのですね。これは以前のやりとりの中で課長も認めたことではあるわけです。

そのことを求めながら、ちょっとテーマを変えます。テーマ変えるというか、少し角度を変えると、最近ではネット上でも調べて見ると電算システムの共同化、つまり自治体のクラウドというものが大分先行しています。国もこれを音頭をとっています。恐らく広報情報課としては、こういう問題は非常に調べておられると思いますが、複数の自治体が共同して情報システム、電算システムに取り組むというふうな、まさに、今、この周南3市辺りでは求められる。

もっと広げてみれば全国的な規模で求められておる。最新の情報では、県をまたがって共同化して取り組んできているというふうなものもあるようです。どの程度、広報情報課でつかんでいらっしゃいますか。

#### ○坂本広報情報課長

委員さんお尋ねの自治体クラウドの関係でございますが、自治体が業務システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを外部のデータセンターで保有管理し、ネッ

トワークを経由して利用する取り組みで複数自治体でシステムを共同化することにより、割り勘効果や災害に強いシステムの構築等ができるということで国のほうも進めている状況であると思います。

全国的に言いますと、昨年の調査辺りで言いますと10%程度が導入済で、あと30%ぐらいが導入に向けて検討中、それから30%程度が今後導入の検討をするというような状況であると考えております。山口県内におきましては、そういった取り組みが全国に比べて遅れているような状況であると認識しております。

#### ○四浦委員

まだ、こういう問題については、研究段階というか、取り組みがなされていないということから、今の答弁で人事みたいな話になりますが、この問題を取り上げて1年余りたちますので、もうちょっとたっているかな。こういう先進事例というものはもっと吸収しようという努力はされていると私は確信をしいたのですが、今後、この電算システムの共同化、自治体クラウドについては、どのように取り組もうとしていますか、また、全国の先進事例については具体的な事例については、どういうものをつかんでいらっしゃるかお答えいただければと思います。

#### ○坂本広報情報課長

先ほどの答弁で多少言葉足らずのところございましたが、現在、光市の第2次行政改革大綱においても、そういったことに取り組むというような項目を設けておりますし、今年度につきましては先進地視察ということで、広島県の大竹市と安芸太田町に視察にもまいっております。また、千葉県にある市町村アカデミーのほうに職員を参加させまして、情報収集等も行っているところでございます。

今後に向けましてどういったタイミングでありますとか、どういった課題等があるかということについて、内部のほうで調査研究を進めているところでございます。

#### ○四浦委員

不十分な答弁だと思いますけれども、今後、調査研究を進めるということですから、今日のところはこれで置いて、また次回に回したいと思います。

### 3 市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第73号 光市国民健康保険条例の一部を改正する条例

説 明：田村市民課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○森重委員

この産科医療補償制度の掛け金が引き下げられたということは、これまで3万円だったわけですが、実質その掛け金に対して、さまざまな分娩にかかわる医療事故、訴訟問題等云々のお金がそれほどかかってなかったということで引き下げられたというふうに理解をしてよろしいのですか。

##### ○田村市民課長

制度創設時の推計より補償対象者数が少なかったということで、今回引き下げがされたということでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ②議案第74号 (仮称) 室積コミュニティセンター整備工事 (建築工事) 請負契約の締結について

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○笹井委員

一般質問でも大分取り上げましたけど、ちょっと幾つか聞けなかったことがありますので、ちょっとコミセンについて聞かさせていただきます。

まず、室積コミュニティセンターに観光案内を持たせ……。

##### ○委員長

笹井委員、入札案件ですので質疑はちょっとなじみません。入札の件についてだったら許可いたします。どうぞ。

##### ○笹井委員

済みません失礼しました。じゃ、40ページの入札結果で時盛建設、中林建設が無効ということになっております。それで、予定価格を超えたからという説明はありましたが、

この金額は結局幾らだったのかというのは、これは何か確認する方法があるのでしょうか。

○林入札監理課長

この入札につきましては、予定価格の事前公表の案件でございます。事前公表の実施要領第6条に基づきまして先ほど御説明しましたけど、予定価格を上回る金額は無効というのが実施要領に書いてございます。入札結果の公表は、無効という形で公表されません。

○笹井委員

予定価格を事前公表しておるにもかかわらず予定価格を上回ったと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○林入札監理課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

それはもう、あらかじめ無効になるよう札を入れたというふうに私は理解するのですが、そういう形でも、1者しか結局対象が予定価格内で適正な札が入らなくても、これでも入札は有効ということになるのでしょうか。

○林入札監理課長

執行前に2者未満になれば当然その入札は中止をいたします。しかしながら、今回の場合は入札前には3者全てそろっておりました。結果として1者になりましたけど、その時点では3者そろっており、競争性はあるという判断をいたしましたので、有効といたしました。

○笹井委員

入札予定価格はわかっているにもかかわらず、それよりも高い札を入れたということで無効になったわけですが、この無効になったことによって、今後の入札とかにペナルティーとかそういうものは発生するのでしょうか。それともおとがめなしなのでしょうか。

○林入札監理課長

現在のところペナルティー等を科す予定はございません。

○笹井委員

入札も一応制度に基づいてやられておるということで、制度内で適正にやられたというふうには理解いたしますが、ただ、結果として1者だけの金額しか札として入っていない

いということですので、この辺ちょっと、これできちんとした適正価格を図れるのかどうか、私もこの制度をもちっと勉強していきたいと思います。終わります。

○委員長

ほかにありませんか。

○四浦委員

引き続きですが、予定価格を上回った入札価格というふうなもので、2者については無効ということは分かったのですが、慣例として過去にこういうことがあったかどうか。また、違和感を感じますので、念のためお聞きしますが、山口県下でもよろしゅうありますけども、こういう事例をつかんでおられるかどうかお尋ねします。

○林入札監理課長

これまで書き間違いで予定価格を上回った例はございますが、後については、私は記憶にございません。あと県下の状況につきましても把握しておりません。

○四浦委員

これは誰が見ても違和感のある入札執行状況ということではありますが、いわゆる他の自治体、他の市というふうなもので問い合わせるなり、あるいはしかるべく市の判断だけではなくて、一定の権威のあるといいますか、そういうふうなところでこういう措置がいいのかどうか、問い合わせるなり、しなかったように今の答弁では見受けませんが、全くそういう努力はしなかったですか。

○林入札監理課長

先ほど御説明いたしたとおり、入札前には3者そろっておったということで、競争性は働いておると確認しました。また、事前公表実施要領により無効と判断いたしましたし、ほかの自治体等に問い合わせることはいたしませんでした。

○四浦委員

知識は足りませんから詳しいことは分からないんですが、こういう状態について、法にはどのように書かれているか、それはつかんでおりますか。

○林入札監理課長

光市の実施要綱では、有効と考えております。

○四浦委員

念のためですが、その実施要綱をもう一度読んでみてください。

○林入札監理課長

光市建設工事等一般競争入札施行要綱でございますが、19条の2項に、これは「入札参加者2者未満のときは入札を中止をする」ということが書いてあります。それ以外であれば入札は執行するということでございます。

○四浦委員

ちょっと不十分な答弁をいただきましたが、その予定価格より上回った場合にどういう扱いをするかというようなことは、その実施要綱には書いてはないですね。

○林入札監理課長

予定価格事前公表実施要綱というのがございまして、予定価格を上回る入札の取り扱い第6条でございます「入札参加者が予定価格を上回る金額で入札をした場合、当該入札は無効とする」と記載しております。

○四浦委員

問題はその無効にするということは先ほどからの答弁で繰り返し言われておるから、そのことそのものを問題にしているわけじゃない。これが、いわゆる仮に3者あったとして、この場合は3者、5者あったとして入札が、そのうち2者が予定価格を上回っているという場合は何ら問題はないと思うのですね。3者でいわゆる競争入札という扱いになるし、それから2者は無効ということになるからね。ちょっと気になりますから法律は調べておりますかどうですか。法律はかなり細かに出てきますね。金額は幾ら幾ら以上だとかいうふうなことが、これは入札にかけなければならないとかいうふうなことが出ておりますが、その法律の条文は、このことに関してどう触れているか、書いているか。御存じありますまいか。

○委員長

四浦委員、そこまではもう、先ほど説明のとおりでありますので、いかがですか。そこまで問われますか。

○四浦委員

いやいや、書いてないといえば書いてないでいいですよそれは。いいんじゃないですか。

○委員長

四浦委員もう一回どうぞ。

○四浦委員

何者で入札参加したということは問題でないのですが、仮に5者でも3者でもいいのですが、そのうち1者だけが予定価格以下であったという場合の、こういうことに触れた入札問題での法はないかということをお尋ねしておるんです。

○林入札監理課長

入札執行前に2者未満は中止すると、執行後であれば2者未満でないので有効ということをございまして、ほかの法律は確認しておりませんが、それが全てだったと認識しております。

○四浦委員

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第64号 平成26年度光市一般会計補正予算（第4号）〔市民部所管分〕

説 明：縄田地域づくり推進課長、田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第65号 光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

今のちょっと国民健康保険の人事異動に伴う、人事異動の内容をちょっと参考までに。どこか変わったのかな。

○田村市民課長

中堅職員が新入職員に変わったものをございます。

○森重委員

はい、了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

それでは4項目ほど聞かさせていただきます。まず最初に、人権関係ですが、これちょっと教育委員会のほうにも人権教育課があるんでちょっとそっちでも聞いたことと同じことを聞くんですが、人権啓発関係の事業というのはどれだけ開催しているのか。市民部の所管分をちょっと教えてください。

○戸本人権推進課長

光市におきましては、平成22年に策定しました「光市人権施策推進指針」がございます。それに基づきまして、市民一人ひとりが基本的人権の尊重とさまざまな人権問題に対しまして、正しい理解を深め人権を尊重することの重要性を認識するために各所管におきまして、幅広い啓発活動をしておるところでございます。

人権推進課といたしましては、人権擁護委員と連携しまして市内を広報車で巡回・街頭啓発を行うとともに、社会福祉施設及び全ての小中学校の訪問による啓発や、小学校を対象とした「人権の花」運動を行うとともに、人権相談に関する啓発を行っております。

また、犯罪や非行のない地域社会を築く運動としまして、社会を明るくする運動を市内の3つの高等学校や人権擁護委員、保護司会、更生保護女性会、公民館などと連携・協力しまして街頭啓発や作文コンクールを行っております。

また、法務局周南支局、周南地区人権擁護委員協議会、3市3町と連携し、広く市民を対象とした人権啓発講演会を3市3町の持ち回りによる、光市で4年に1回程度行っております。

また、男女共同参画に関しましては、広く市民を対象に「光市女性のつどい」を毎年、市民ホールにて開催するとともに家族で絵本を通じた触れ合いと男女共同参画を考える環境づくりの一環としまして絵本を購入し、図書館や学校における活用と啓発を行っております。

いずれにしましても、人権啓発事業など人権推進課が取り組む事業につきましては、人権教育課をはじめ学校や各種団体と連携・協力を図りながら、事業を進めておるところでございます。

○笹井委員

質問に対して答弁が立派過ぎてちょっと整理をせんとわからなくなりましたので確認するんですが、結局、市民の人を集めてやる催事的なものは、3市で持ち回りの講演会を4年に1回やるのと、あと女性のつどい、これが市民部の人権推進課の所管する人を

集める催事であるということによろしいですかね。

○戸本人権推進課長

そういうことでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。ということは教育委員会のほうでも聞きまして、ちょっとあちらのほうはいろいろ学校や公民館のいろんなレベルでやっておるということは、常に答弁いただいておりますけれども、ちょっと私この人権関係の事業につきましては、同和対策基本法から人権に法律が変わって、何年かたつ中でやっぱり整理をしていくべき必要があるのかなと思っています。市民部のほうの人権のほうは、それほど複雑なことはしてないなというふうに理解いたしましたが、時代の流れで、やっぱり整理をしていくべきものであるというふうに提言をさせていただきます。

次の項目にまいります。室積のコミュニティセンターにつきまして、基本構想、基本計画では観光案内機能を持たせるというふうになっておりますが、この観光案内機能というのはどのようなものになるのか。あるいは観光案内機能であればやっぱり観光案内掲示板みたいなものが、前の公民館のときにもあったんですけど、今工事で撤去されています。この辺についての設置についても考えていく必要があると思うのですがいかがでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

(仮称)室積コミュニティセンターの観光案内機能についてのお尋ねであります。この部分につきましては、先の一般質問での部長答弁とも重複する部分もありますが、新しい施設にはコミュニティサロンの一角に情報コーナーを設けまして、そこにパンフレットスタンドや掲示板等を設置するとともに、公衆無線LANの整備も予定しております。こういったことから市や地域情報、あるいは観光情報などの情報発信ができる機能を整えた施設にしたいとは考えてはおります。なお、観光情報のみを掲示する大型の観光案内板の設置については、今のところは考えておりません。

○笹井委員

室積公民館が今移転新築されるということで、計画をつくってやっているわけですが、当然公民館からコミュニティセンターの何かいろんな機能もいろんな機能もふえると思うのですが、前にあった機能は最低限そのまま私は確保されるべきであると考えております。前にもちょっと観光掲示板みたいなものはあったのですが、それは全く今つくる計画はないということなのではないでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

室積コミュニティセンターの整備につきましては、これまで市民の懇話会等からさまざまな意見をいただいております。今のところは観光案内板をつけてほしいという要

望は、特にありませんでした。ただ、今後も「まちづくり協議会」と現在の室積公民館コミュニティ協議会の役員等からの意見を聞く機会もありますことから、そういったところから、新たに意見が出れば考えていきたいと考えております。

#### ○笹井委員

私は基本計画、基本構想に観光案内機能を持たせるという段階で、もう当然案内掲示板がつくもんだと思っていましたが、今の話で、今現在はそこに計画がないということを知りました。それは改めて認識を新たにいたしました。

ただ、やはり観光案内の機能を持たせるということであれば、やっぱり外から来た人が、この室積がどういう形になっていて、どういう場所に何があるのかというのは当然わかるような案内が必要だと思いますし、それを観光客が知らない地区の中の公民館とか市役所の駐車場に入って場所を確認することがあると思いますけど、知らない地区の中の施設に入って観光パンフレットを取りに行くというのは、観光案内所なら当然あり得ますけれども、公民館やコミュニティセンターというところにはなかなか入ってくることは少ないと思いますので、私はそういう掲示板が必要だというふうに考えております。

また、今後愛称の募集とかでそういう協議会なども開かれるというふうに、ちょっと本会議のほうでも聞いていますので、その場でもぜひ御検討いただければと思います。何かありますか、ないですか。

#### ○委員長

なんかありますか。

#### ○山本市民部長

掲示板は情報コーナーのところに、掲示板設置をします。その掲示板は観光専門の掲示板ではありませんけれども、その掲示板を観光の情報発信等に使うことは可能であるというふうに聞いております。

#### ○笹井委員

基本構想・基本計画がありまして、今回も詳細な図面が議案で出てきていましたので、その建物の中にいろいろ情報コーナーがあって、パンフレットがあって、そこに掲示板があるというのは、それは何となくわかるんですけども、観光のお客さんは室積に来られたときに、わざわざコミュニティセンターの中に入って、何とか寺はどこですかとか、コバルトラインはどう上がるんですかって聞かないと思うんですね。

普通、駐車場に入って、その地区の地図とかあれば、そこをまず見るであろうと、従前の公民館にもちょっと観光的な掲示板、ちょっと手づくり的なものじゃったような思いもあるんですけども、そういう大きいものがありましたので、新しいコミュニティセンターになった段階でも、私はそういうものは、駐車場に入ってそこからわかるようなものが必ず必要であると思います。

これはまた、今後の検討の余地があるのか、それとも予算にないからこのままで来年3月に建つのか、その辺ちょっと今後の進め方についてお聞かせください。

○縄田地域づくり推進課長

観光情報を書いた大型の案内板ですけど、全くつけれないということではないと考えております。今後、市民の方等の話し合いの中で、そういったのがどうしても必要ということであればつけることは可能かなと。つけられるかどうかを含めまして検討したいと思っております。

○笹井委員

はい、わかりました。これも私一人が言っておるだけかもしれませんが、今後、またコミュニティセンターの運営に関しては協議会も開催されると思いますし、愛称の募集等の中で、観光案内掲示板の設置についてもちょっと議題として出して、市民の皆様の意見を集約した上で実現の方向が出れば、やっていただきたいと思います。

次の項目にまいります。「地域との対話スタート事業」これ本年度の新規予算で51万円計上されておりますが、これの進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

地域との対話スタート事業のお尋ねでありますけど、これにつきましては議員御承知のとおり、この事業は平成27年度中に完成予定の室積コミュニティセンターの活用について、地域住民の皆さんと知恵を出し合って話し合うことを目的にするものであります。なお、現在の進捗状況でありますけど、コミュニティセンターの建築工事につきましては11月に入札を実施しまして、本会議で議決をいただいたのち1月から工事に着手する予定となっておりますことから、現在、専門の外部講師の方と事業の進め方等について調整しております。今後、来年の1月から3月にかけて全5回のワークショップを開催する予定としております。

○笹井委員

1月から3月にかけて全5回のワークショップという御説明でした。私はこの事業が予算計上されたときに1年かけてそういうワークショップを、4回なり5回やるのかなというふうに理解しておったのですが、この1月から3月にかけて集中的にやるということは、何かお考えがあるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

集中的にやらなければいけないという理由はないのですが、このたびコミュニティセンターの整備も入札のほうが終わりました。そういったスケジュールでやっていくよというのがはっきり決まりましたことから、そういったのも含めまして1月から3月に実施するという形にしております。

#### ○笹井委員

スケジュール的にもう済んでしまって、もう今12月ですから、1月からやらざるを得ないのはわかるんですけども、余り無理のない形で開催をお願いします。また、今回契約議案も出てきて、大分形もわかってきましたのでそれを踏まえた上での議論を期待したいと思います。

最後の項目です。

市役所1階の玄関入ったところに掲示板があるんですが、これの所管をちょっとお聞きしたいと思います。そしてその掲示物の管理、特に行事物などで期限が切れたようなポスター、そういうものの管理はどういうふうになっているんでしょうか。

#### ○縄田地域づくり推進課長

市役所1階の掲示板に張ってある掲示物の管理についてのお尋ねでありますけど、市役所本庁の1階の総合受付の後ろのあたりにあります掲示板につきましては、市民活動等が実施します活動の紹介や、その活動に参加を呼びかけたりするために活用しているものでありまして、管理につきましては地域づくり推進課となっております。

なお、議員御指摘のとおり1カ月程度前になると思いますが、既に事業が終了しているポスターなどがいつまでも掲示されておった状況がありました。この掲示板につきましては、市民活動団体等の有効な情報発信手段となりますことから、今後につきましては掲示板の定期的な確認を確実に実施してまいりたいと思っておりますし、市民活動団体等とも連絡調整を図りながら、適正な管理に努めていきたいと考えております。

#### ○笹井委員

地域づくりが市民活動のための掲示板ということで、所管が地域づくり推進課というのは理解しました。市役所の1階の割と目立つ位置にありますけど、所管が島田のほうの支援センターのほうにある地域づくり推進課がやっていますので、そこでちょっと目が届きにくかったのかなというふうに理解するわけですが。

ただ、私も今、さっき回答がありましたけど、10月の初旬にあったなんか他の市のコンピューター先進自治体の講座のポスター、普通のポスターの2倍か3倍くらいある大きいやつが、まあ、終わってほぼ1月ずっと置きっぱなしだったんですね。まあ、私も気がついて言えばよかったですけど、ちょっと忙しくて失礼しました。

ちょっと聞くんですけど、場所的には生活安全課や人権推進課の目の前にありますし、部長さんも通られるところだと思うんですけど、そういうのは同じ部なんですけど、ちょっと連絡して剥いておくとか、そういうことはできないのでしょうか。

#### ○縄田地域づくり推進課長

定期的の確認するようにはしておりましたが、今回の場合はちょっとその掲示板に古いのが張ってあるということ自体、もう全く申しわけないんですけど忘れておりましたので、ちょっとそのあたりで他の課なりに連絡をして、確認をしてもらおうということもちょっとできない状況でありました。済みませんでした。

○笹井委員

何か私の思いとちょっと違うと思うんですけど、これは別に所管なんて、誰かが気がついてちょっと連絡すれば、そのポスター1枚剥ぐために、地域づくりの課の人が毎日毎日確認に来るとか、剥ぎに来るというのもこれもバカみたいな話だと思っているわけです。

そこは、やっぱり同じ市役所で同じ市民部なので、もうちょっと簡単にできる方法がないのかなと思うわけなんですけど、どうですか、その辺一つ検討できないものでしょうか。

○山本市民部長

私が毎日確認したいと思います。

○笹井委員

無理なく適正な状態になるように一つお願いいたします。

○委員長

ほかにありませんか。

○田中委員

2点ほど質問させていただきたいと思います。

先に今掲示物についてお話しがあったので、質問してみたいのですが、本庁舎入って戸籍等の受付カウンターを訪れたときに、受付カウンターの下側に暴力団お断り関係のポスターがたくさん張ってあって、ちょっと行く方としては、なんか暴力団お断りという威圧感みたいなものがあるのがあって、もっとウエルカムな温かい感じのイメージに変えてほしいという思いがあるんですけど、その点、張ってあるということはやっぱり意図があってやられているのかお聞かせいただければと思います。

○田村市民課長

暴力団関係の方といいますか、そういう方が要は役所に訪れて、不当要求というのがございますので、拒否という意味を含めてポスター掲示をしておるところでございます。

○田中委員

気持ちはすごいわかるんですけど、大多数の方は暴力団関係の方じゃないので、できればやっぱり来たときに温かく迎えてくれるような窓口をつくっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○田村市民課長

先ほど申しましたポスターについてはそういう目的で張っておりますが、ほかのポス

ターとかもごさいますので、その辺についてはちょっと見直しができるものは見直しをさせていただいたらと思います。

○田中委員

はい、よろしく願いをいたします。

もう1点、元気なまち協働推進事業についてお聞きしたいと思います。これが今年度から始まって、市民活動の団体の皆様にはすごい好評をいただいているものなのですが、先日の市の広報のほうでも来年度の募集と、出会いカフェ開催予定ということで御案内をされておりましたが、この内容について、どのような内容で開催されるのかお聞かせください。

○縄田地域づくり推進課長

元気なまち協働推進事業のうち、「出会いカフェ」についてのお尋ねでありますけど、この出会いカフェは平成26年度からの新規事業として実施しております元気なまち協働推進事業を効果的に進めていくために開催するものでありまして、市内で公益活動に取り組んでおられる団体や、新たに取り組みをしようとする団体と職員が意見交換などを行い、公益活動に対するそれぞれの思いなどを共有することを目的として実施するものであります。

なお、平成27年度の元気なまち協働推進事業につきましては、既にこの12月10日から年明けの2月27日までの期間で実施団体の募集をしております、そのことから今回、出会いカフェを年明けの1月9日に開催する予定としております。なお、今回の出会いカフェの内容につきましてではありますが、現在、専門の地域づくり支援アドバイザーの方と詳細について協議中ではありますが、協働に対する理解や思いの共有を図っていくことが必要でありますことから、まず今年度の元気なまち協働推進事業の取り組みの事例紹介、それからワークショップ手法の一つでありますワールドカフェを実施したいと考えており、27年度の事業を実施するのに効果的な事業提案につながる場にしたいと考えております。

○田中委員

はい、わかりました。前回開催されたときに、NPOの方にファシリテーターとして入っていただきながら、市民の方からも広い意見をいただいて、非常にいい内容だったと思うんですがそのあたり外部の講師、アドバイザーをというお話も少しありましたが、この辺は、また外部の講師を入れて行うということによろしいですか。

○縄田地域づくり推進課長

今年の2月に開催したのと同じような形で、外部講師をお願いしております。

○田中委員

はい、わかりました。市民活動団体としては助成をいただけてすごいありがたい、本

当に活動にはずみがつく助成事業なのですが、これが名前が「元気なまち協働推進事業」ということで、やっぱり行政との協働というものを考えていかないといけないのですが、今1年目が始まっているところなのですが、今後、協働という部分でどのように取り組まれるのか、そのあたりの考えをお示しいただければと思います。

#### ○縄田地域づくり推進課長

元気なまち協働推進事業の考えと取り組みについてでありますけど、まず、元気なまち協働推進事業の目的は、行政が市民の公益活動を支援することで、市民団体活動等のさらなる公益活動の推進、それから新たな市民活動団体の掘り起しなど、公共の担い手やまちづくりの要となるマンパワーの育成を図るとともに、今後の本市における行政の市民の協働の取り組みの加速化、永続するための協働のパートナーを育成するということにあります。

そういったことから、今年度の元気なまち協働推進事業の対象団体の中で実際にその活動が市の所管と深くかかわる分野につきましても、団体と各所管がつながるよう情報収集や調整などに努めております。そういった中で、今年度実施しました団体で既に行政と協働により公益事業を効果的に実施している団体もあります。

しかしながら、なかなか双方の思いがかみ合わず、うまく対応ができていないケースもありますことから、現在は来年度の実施団体も募集しておりますが、市民活動団体と行政がしっかりつながり、有効で継続的な公益活動に結びつくよう、各所管への情報提供等を積極的に行いまして、効果的なコーディネートに努めていきたいと考えております。

また、先ほども申し上げましたが、年明けの1月9日に出会いカフェを開催いたしますが、この出会いカフェには市のさまざまな部署からの参加も予定しております。こういった市の職員に参加してもらうことによって、市民活動団体等との協働に関する勉強の場ということも考えておりますので、この出会いカフェを有効に活用して、元気なまち協働推進事業を効果的に進めていきたいと考えております。

#### ○田中委員

はい、わかりました。行政とのしっかりとしたつながりをつくって、支援もいただきながら所管との一緒に取り組んでいけるような流れになっていくのが一番、この元気なまち協働推進事業の目的だと思いますので、本当に出会いカフェが一番出会いの場になって、きっかけになると思うのでしっかり取り組んでいただきたく思います。

#### ○委員長

ほかにありませんか。

#### ○森重委員

1点だけお聞きいたします。このたびの一般質問等でも光市のコミュニティ推進基本方針の案等もたくさん質問も出ておりましたけども、今後のまちづくりで住民の役割や

地域コミュニティの役割に、今後いろんな配慮していかなければいけないということが余儀なくされているわけですが、今そのためにいろいろ仕組みづくりがされております。今言われておりました元気なまち協働推進事業もそうですけども、このたび10周年記念事業としてやはり各種団体や、いろいろグループで手上げ方式でいろんな団体が、10周年記念ということでいろんな事業を展開されました。

そういうことに対する今後の継続性、また今回、これは総務部なのですか、市民実行委員会は総務ですかね。まあ、こういうふうなことも新しくやはり10周年記念を通して、市役所も大きなある意味予行演習的のこともされたようなという印象を受けておりますが、それらに対しての今後の継続性、それに対してのお考えを少しお聞きできれば、それで10周年記念のそういう事業で終わってしまうのではなくて、またそういう力を。

○委員長

ちょっと間違っていないですか。

○森重委員

またがってはおります。またがってはおりますが、諸団体のもありましたでしょう。市民団体のほうも。その方だけでいいので。元気なまち。

答えは、今の長い答弁で同じなのかもしれませんが。

○山本市民部長

確かに、今年10周年ということで、総務のほうでいろんな10周年の記念事業の仕掛けをされました。これは基本的には単発の事業でありますけども、こういった事業を手掛けられた方が、うちのほうの、先ほど言いました元気なまちづくり協働推進事業、こういったメニューを活用して、単発から継続事業にされるということは、元気なまち協働推進事業の所管課とすれば、そういった展開を期待するということではありますし、そういったところを仕掛けていきたいというふうには思っております。

○森重委員

単発事業に対する総括的な評価的な……。総括じゃ、おかしいですね。

総括じゃない。済みません。またがりますか。

○委員長

ちょっと森重委員、かいつまんで質疑をお願いできますか。

○森重委員

わかりました。

これは、総務のほうで、市民実行委員会の方をしっかりとお尋ねすることにいたしましょう。

○四浦委員

1点だけ。先の委員会でもお聞きしたことがあるのですが、国保税の課税限度額と減額制度が変わるということで、6月でしたか、市広報ひかりにも記事が載っているのですが、国保税の減額制度のうち、5割減額及び2割減額対象者の判定基準が拡大されますということで、一定の影響額をもって、国の音頭によって示されたものです。市がこれを実行するというので歓迎をしたのですが、歓迎をしたのもつかの間、10月の15日に厚生労働省が医療保険制度の改悪案を、国民から見ればの改悪案ですが、社会保障審議会の部会に示しております。これが国民健康保険税、あるいは後期高齢者医療制度などについて影響を与えるというふうなことでありますが、厚生労働省の示された案、どのようなものかお尋ねをします。

○田村市民課長

10月15日の社会保障審議会医療保険部会ということでよろしいでしょうか。

○四浦委員

そうですね。

○田村市民課長

まず、国保の方でございますけど、限度額、今年の4月にも若干上げさせていただいておりますが、限度額の超過世帯の割合について、一定の割合を定めるというか、運用上設けるといって議論がされておる段階でございます。

後期高齢者医療の方でございますが、委員も御承知とは思いますが、世帯の所得に応じた保険料の軽減が政令本則により定められておりますが、平成20年度の制度施行当初から、激変緩和の観点から、現在、特例措置が設けられております。

これについて、世代間、世代内の公平性の観点等から、見直しを進めるという形で、これについても議論が進められているところでございます。

○四浦委員

現在進行形というふうなことでありますが、政府がこの社会保障審議会の部会の答申を経てということになりましょうか、これがこれから本格的に組まれる危険性があるというふうに思います。

全国老人クラブの連合会が後期高齢者医療の特例は恒久的な措置になっているとか、日本看護協会が経済的格差による受診抑制を招くとかいうふうなことで、もう既にコメントが出されておりますが、我が党の国会議員もこういうことに対しては強く抗議をすることになっておりますけれども、市のほうとしては、こういう改悪案に対して、国に対して働きかけようという動きはありませんか。

○田村市民課長

後期高齢者医療でございますが、山口県後期高齢者広域連合、これが保険者になっております。そちらのほうから意見照会なり、今、こういう状況という情報自体は、まだいただいておらない状況でございます。

見直しを図られるとなれば、混乱が生じないよう、被保険者の方への周知、その辺はきちっとしていかなければならないものであると考えております。

○四浦委員

市民、被保険者の負担増にならないようにということで、しかるべき、今の広域連合なども含めて、働きかけることを求めて終わります。

#### 4 総務部・消防担当部関係分

##### (1) 付託事件審査

- ①議案第68号 光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

説 明：太田総務課長

質 疑：なし

##### 討 論

###### ○四浦委員

議案第68号光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をします。

議会も議会報告会を6回数えて、一定の改革は進んだと思いますが、または同時に道半ばというふうなところで、本格的にはこれからだというふうな思いがいたしますし、それから議員定数を削減された時期、22から18にされたときの、この議員提出議案に対する説明というふうなものの中にも、市民感情を慎重にまたは敏感に、そして非常に重く受け止める、こういうことをうたわれておりますし、定数の削減というふうなものに連動して、議員のこうした報酬というものを今やるというのは、時期尚早であるというふうな立場から、反対の討論とします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

- ②議案第69号 光市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：太田総務課長

##### 質 疑

###### ○笹井委員

ちょっと確認しますが、この改正は県内他市も同様なものなのかどうか。そして、この改正によってラスパイレス指数等のこれは見込み、今後の予測ということになりますけど、その数値っていうか順位に変動があるかどうか、ちょっと教えてください。

###### ○太田総務課長

まず1点目の、改正の他市の状況でございます。県内他市においても同様に人事院勧告に基づき改定ということになっております。

2点目の、そのラスパイレス指数のことでございますが、これにつきましてはまだ数値が出ておりません。光市のラスパイレス指数がいくつになるかということにつきまして

ては、まだ確定ではございません。

○笹井委員

わかりました。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③ 議案第64号 平成26年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：太田総務課長

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

○笹井委員

では、八、九項目ありますので、ちょっと1件ずつ行きます。

まず防災関係ですが、防災行政無線が市内どんどん整備されておる状況にありますが、今まで何回かの試験放送、あるいはエリア限られた放送の中で、ちょっと大分音が聞こえにくい、重なって聞こえる、内容が聞き取れないというようなのをいくつかの地区でちょっと耳にしております。

今後、防災行政無線の音の聞こえ具合の調査、こういうものを行う予定はありますでしょうか。

○小田防災危機管理課長

今、議員さんのほうから御紹介ありましたように、12月1日の大和地区の一部運用を開始しまして、市内77カ所の防災行政無線の屋外拡声子局から放送が可能となりました。その一部運用を開始をする前に一定の期間、10日間程度の試験放送の期間をおきまして、その中で実施設計でもともと計画しておりました音達範囲と現地との整合を調査してまいりました。その後、その実施設計で計画しておりました音達域が満足しない子局につきましては、スピーカーの方向等を調整して現在に至っているところでございます。

お尋ねの聞こえ具合についての調査でございますが、試験放送期間中、一定の現地調査を行っております。市民の皆さんからも多くの御意見をいただいておりますので、改めて聞こえ具合の調査をするということは、今のところは計画をしておりません。

○笹井委員

市民の声を聞いておるといことですけれども、それならばそういう声の大きいところには何らかの改善なり、そういう取り組みを行うといことは予定されているのでしょうか。

○小田防災危機管理課長

どこの地区が聞こえにくい、意見をいただいたものはファイリングをしております。ただ、それをもとに出力を上げるとか、スピーカーの方向を変えるといことは今のところ考えておりません。

○笹井委員

その、聞こえにくいという意見は届いて、ファイルはされておるといこと。それは市として、もうこの地区は聞こえにくいのだなといことは把握されておられるのでしょうか。例えば、私が聞いているのは、室積の半島に3基ほどスピーカーがあるのですが、公民館と室小とあと普賢寺の横ですけれど、その3つからちょうど等間隔ぐらいになる北町地区、南町地区のちょうど境くらいが、確か重なって聞こえにくいなといのは私も聞いておまして、そこの住民の方からもちょっと相談があったとこです。

市として、だからここの地区はちょっと聞こえにくいから、今後改善が必要、何かしら対処が必要だなとい、その地区の把握といのはされておられますでしょうか。

○小田防災危機管理課長

先ほど申しましたように、試験放送期間中の調査結果は、私どものほうで把握をしております。今、御指摘がありましたように、どこの地区がどういふふうな状態といのは地図化をしたものを持っております。

ただ、どうしても放送時の気象状況等によりまして、音の重なり、あるいは背後地の山の状況等でありまして、様々な要因によりそれぞれの地区で差は出てくると思ひます。それを調整することは、今の現状では困難と思ひます。

○笹井委員

物理的に市としてどのような対応が今後可能なのか、ちょっと聞きたいのですが、音量は、事前の予算説明なんかで音量は3段階で変化できるといことを聞いておりますが、ただちょっと、また別の委員会なんかで基本的に緊急放送はもう今、最大出力でやっているとい話もあったかと思ひます。音量はだから今より大きくするよな余地があるのか、あるいはスピーカーの方向性、方向など変えるといよなことが、これが物理的に可能なのか。増設に関してはなかなか予算も当然絡むから難しいと思ひるのですけれども、その音量とかスピーカーの方向といのは、これは手直しができるものなんでしょうか。

○小田防災危機管理課長

音量についてでございます。音量の調整はできません。基本的には大中小で時間帯によって分けております。緊急の場合には、いかなる時間でも最大音量で流れてまいります。

例えばですが、1つの子局に対して音量を下げますと、緊急時の最大音量をマックスにしたとしても、下げた状態が解除されません。ですから、音量の調整自体はできません。

それと、スピーカーの方向については今からいろんな意見を聞いて、方向は変えることは可能でございます。ただ、先ほど言いましたが、現地調査の結果、実施設計でどの範囲をカバーをするという計画はしておりますので、その調整は現在のところ行ってる段階です。

○笹井委員

わかりました。市民の皆様からの通報とか苦情の状況はきちんと記録されているということですし、そういうデータが積み重なれば、ある程度、現状もわかると思います。それに応じた対応を今後お願いしたいと思います。

次です。今度、総務のほうになります。旅費についてです。今、職員が出張に当たって自家用車利用はどのような場合に認められておるのか。そして、今、岩国錦帯橋空港ができて、飛行機で東京に出張することが今の法律でできるのでしょうか。これ、お答えください。

○太田総務課長

職員の出張に当たって自家用車の利用がどのように認められるかといった御質問でございます。公用車が配備されていない職場が幼稚園、保育園、出張所などございます。こうした職場におきましては、自賠責保険の加入とあと一定の要件を備えた任意保険の加入を条件として、市内出張に限り自家用車の公用使用を認めているところでございます。

それと、身体の障害によりまして、公用車の運転が困難な職員につきましては、同様の条件のもと自家用自動車の利用を認めているところでございます。

それともう1点、岩国錦帯橋空港から飛行機で東京に出張できるかといった御質問でございます。結論から言いますと、飛行機の利用は可能でございます。航空運賃等の規制緩和に伴いまして、今では航空運賃と鉄道運賃等の価格は経費面を初め、時間的な問題や交通の利便性を考えると、どちらが割安とは言えない状況でございますので、航空機の利用につきましては、もともと経済的な通常の経路及び方法も選択肢の1つとして運用できるものと解釈しております。

○笹井委員

錦帯橋空港の利用について、制度上は可能だとは思っておりますけれども、実質的にできない状態にあると思うのですね。というのが、結局、今、市外については、市外の出張については自家用車の利用ができないと。するとJRで錦帯橋空港まで行かなきゃいけないとすると、光をJRに乗ると朝の1便には乗れずに、2便、3便に乗るともう午後

を過ぎてしまうので会議に間に合わないし、泊がついて次の日というのも、これもまた経済的、合理的とは思えません。

実態として、錦帯橋空港の利用というのが、事例がありますか。

○太田総務課長

私の記憶する限り、職員の錦帯橋空港の利用はございません。

○笹井委員

光市も錦帯橋空港の利用の促進団体になっておるはずですが、まあ、これは所管は違います、経済部のほうですけども。やっぱり錦帯橋空港が便利になって、東京も日帰りで行けると、物理的に車で錦帯橋空港まで行って、そこから朝の1便に行けば、もう10時半には東京に着いて会議に間に合うと。帰りも最終便で帰ってくれば、夜は遅くなりますけれども、日帰りで光まで帰って来れるということ。これ、車使えばできるのですけれども、鉄道だともう、そもそも鉄道のダイヤがもうそれは不可能なダイヤにしかないと思います。

私は、錦帯橋空港利用の促進の面、あるいは職員の東京出張の便をよくするためにも、自家用車での錦帯橋空港の利用を可能にすべきだと思うのですけれども、そういう検討とか取り組みというのはないのでしょうか。

○太田総務課長

空港の利用ということでございます。確かに朝1便の飛行機には公共交通機関では間に合わないという現状がございます。そうした場合におきましては、やはり公用車の使用ということになるかと思えます。

ただ、一般的には新幹線も同様ですが、新幹線でありますと、徳山駅までの公共交通機関を利用した運賃を払う。岩国錦帯橋空港におきましても、やはり同様の取り扱いをすべきだと思います。ただ、朝1便に間に合わないという、そういう事情があれば、やはり空港までは公用車の利用をしてでの出張になるかというふうに考えております。

○笹井委員

公用車の利用であれば、ということは、朝の6時ぐらいから、5時から、5時ぐらいから、前日から公用車、借りるのかなということになるのかなと。それは今、できるのですか。

○太田総務課長

可能でございます。

○笹井委員

わかりました。そういう形が可能であれば、今言った問題はある程度、解決されるのかなと思います。

それで、旅費についてはこのいろんな制度が、社会情勢とか他市の事例とか、どんどん変わってきますので、常にやっぱり社会の一般常識に照らし合わせて、妥当な方向性というのを見出していかなきゃいけないと思います。

旅費について、今の現行の光市の旅費は、出張が決まった場合にそこに旅費規定による計算払いという形で、支給しておると思います。これについては今後、改正の方向等はあるのでしょうか。

#### ○太田総務課長

旅費の改正の今後の方向性でございますけれども、平成26年度におきましては、研修所などの研修にかかる日当等の支給の見直しを行っております。

今後とも旅費の取り扱いにつきましては、他市町の状況、あるいは世の中の情勢の変化なども勘案しながら、必要に応じて改正していくべきものであるというふうに考えております。

#### ○笹井委員

わかりました。私も現在の光市の旅費規定がおかしいとは思っておりませんが、ただ、他市の事例なんかでやっぱりどんどんこの辺が変わってきておりますので、そういう流れに向けた速やかな対応をお願いしたいと思います。

次の項目に参ります。大和支所についてお伺いします。

大和支所では、各種の証明手続き、戸籍、住民票、年金とか税務とか、手続きが一応できるように、ちょっとホームページとか窓口では書いてありますが、この手続きというのは全て大和支所のできるのでしょうか。市役所本庁との協議が必要となる業務はあるのでしょうか。もし協議がその場合、その手続きの日数はどうなるのでしょうか。

#### ○山田大和支所住民福祉課長

大和支所では、各種窓口業務の中で戸籍謄本の発行ですとか所得証明書の発行など、コンピューターネットワークで対応が可能な業務を中心に、比較的利用の多いものを取り扱っております。なお、外国人住民の方の住民異動届、住民基本台帳カードの発行、土地に関する図面の複写等はできませんので、それぞれの本庁窓口で対応をしております。

本庁との協議でございますが、支所窓口で判断が難しいような事例があった場合には、その都度、担当課に電話連絡等いたしまして、指示に従って業務を行っておりますので、協議でそんなに時間をいただくことはございません。

#### ○笹井委員

今のお話ですと、外国人のこととか用地の図面とかできないということですけど、一般的に普通の市民が一般的な手続きである戸籍住民票、印鑑証明、あるいは国保の減額とか年金の減額とか、これは全部大和支所内で完結できる、すぐ手続きできるということによろしいのでしょうか。

○山田大和支所住民福祉課長

おっしゃるとおりでございますが、後期高齢者医療の手続きに関しましては、大和支所で発行ということができません。ファックスを担当課のほうに送りまして、郵送対応という取り扱いをさせていただいております。

○笹井委員

わかりました。それは後期高齢者医療の例えば医療証のカードというか、医療証ですかね。他は全部大和でできるということによろしいのでしょうか。

○山田大和支所住民福祉課長

委員おっしゃるとおり、後期高齢者の被保険者証、それと限度額認定書というのがございますが、そちらの発行も支所ではできない体制でございます。

○笹井委員

わかりました。じゃあ、ちょっと次の項目です。

大和支所にも防災機能が、地域防災計画上も位置づけられていると思いますが、光市役所の本庁が被災した場合、大和支所だけでどれだけの対応ができるものなのでしょうか。

○山田大和支所住民福祉課長

大和支所としての対応でございますけれども、現在、大和支所の職員数が11名でございます。発電機とか投光器とかの設備、いわゆる防災用品はあることはありますけれども、支所での対応はやはりかなり限られるというふうに考えております。

○笹井委員

これは総務部は防災も所管していますし、防災訓練なんかも必ず年に大きなのを1回と、いろいろ小さなのもやっておられるのかもしれませんが、大和支所だけで防災チームを作って動くような、そういう訓練というのはされておりますか。

○山田大和支所住民福祉課長

そういった訓練はございません。いわゆる災害時には、大和地域の災害情報を支所で把握しまして、市役所本庁のほうへ連絡をすると、情報を伝達するというのが現在までの行ってきた業務でございます。

○笹井委員

わかりました。これ、東日本大震災の事例で、これはいろんな事例が多々あります、災害には予測しないことも起きますから。でも、やっぱり本庁が水に浸かったので支所が動いたというような例もあるというふうに聞いておりますし、そういうことも今後、

また訓練とか防災のときに考えていただければと思います。

次、大和支所は宿直をずっと合併前からやっておられますけど、宿直の業務量というのはどのようなものがあるのでしょうか。

○山田大和支所住民福祉課長

大和支所の宿日直の主要業務と申しますと、支所の警備保安業務でございますが、それ以外にも閉庁時の電話対応、公用車の鍵の管理、郵便物の保管、戸籍届け出の受け付け及び火葬許可書の発行、行路困窮者旅費の支給他に大和中学校、岩田小学校、三輪小学校体育館の鍵の管理をしております。

それと、市営墓地あじさい苑の車止めの鍵もございまして、そういった鍵の貸し出しなどの業務を行っております。

○笹井委員

具体的に件数で、戸籍、火葬、あと困窮者、あと鍵の貸し借り、何件ぐらいあるかというのがわかりますか。

○山田大和支所住民福祉課長

25年度の宿日直の取り扱い件数を集計しておりますので、申し上げさせていただきます。

学校関係、大和中学校と岩田小学校、三輪小学校の体育館の鍵の貸し出しが合計で883件でございます。市営墓地あじさい苑車止めの鍵の貸し出し32件でございます。閉庁時電話対応、これが34件、公用車の鍵の管理が38件でございます。郵便物等の保管でございますが114件、戸籍届け出の受け付けでございますが、これは年間8件でございます。

最後に、行路困窮者の旅費支給でございますが、年間12件というところでございます。

○笹井委員

火葬の何か届け出の数字の報告はなかったのですが、それ、件数わかりますか。

○山田大和支所住民福祉課長

申しわけございません。戸籍の届け出の中に入っております、ひょっとしたら婚姻届けや何かと重なっている可能性があると思います。申し訳ございません。

○笹井委員

わかりました。理解しました。

思ったよりは結構いろいろあるのだなという印象、受けました。

最後の項目ですけど、大和支所で道路の維持管理事業、農業に関する業務、市営住宅に関する業務も大和支所の業務の中に入っておりますし、掲示もあるわけですけども、これも支所だけでどれだけできるのか、そしてできない、本庁等に任せる、協議する、

その境はどこにあるのか、その辺ちょっと教えてください。

○上河内大和支所地域事業課長

今、大和支所の道路等の維持管理業務、農業振興に関する業務、市営住宅に関する業務のお尋ねがございました。道路等の維持管理業務につきましては、利用者の方が安心して道路を通行できるよう、道路パトロールの実施や舗装の穴や段差、路肩簡易な段差、破損ですか、そういうふうな簡易な道路補修、支障木や竹の伐採、道路側溝の清掃などを、現場作業を主にやっております。

それから、市民からの通報、要望に対する現地確認を含めた対応、また、本庁との連絡調整を行っております。

そのほかに赤線や青線等の法定外公共物や農道の補修に伴います原材料支給の申請、自治会が行います市道の草刈り等の維持管理委託業務の書類等の受け付けを行っております。ということでございますので、業者に発注しなければならないような工事等については、私のほうで予算を持っておりませんので、本庁のほうの対応になると思います。

それから、農業振興に関する業務につきましては、イノシシ等から農作物を守るため、柵を設置する経費の一部を助成する鳥獣被害防止対策事業の申請受け付け、大和管内の市民農園更新手続きの受け付け等や、あと農業関係の届出等に関して本課の連絡調整を行っております。

それから、市営住宅に関する業務につきましては、市営住宅に入居されている方の収入申告や減免受け付けのほか、住宅の補修等の相談に関する所管課への連絡調整や取り次ぎを行っておるといふような状況でございます。

○笹井委員

道路についてですけど、さっき、補修や側溝清掃と言われましたが、これは市のほうにも道路河川課があって、そこが基本的に主だった所管をするわけですけど、そこでもこういう場合はやるけど、こういう場合はやらないと。側溝清掃でも道路から出てきたものでたまったものはするけど、民家から出てきたものとか田んぼから流れたものはしないというようなこと、あったと思うのですが、そういう側溝清掃とか補修のルールというのは、これはこちらの市役所のほうと同じ基準でやっておられるんでしょうか。

○上河内大和支所地域事業課長

市役所と同じ基準でやっております。

○笹井委員

わかりました。

あと、市営住宅に関する業務というのを大和支所でもホームページ見ると、看板に掲げられていましたけど、入居の相談とか受け付け、これは大和支所でできるのでしょうか、それとも本庁に行かなければできないのでしょうか。

○上河内大和支所地域事業課長

入居につきましては、本庁のほうでやっております。支所ではやっておりません。

○笹井委員

ということは、じゃあ市営住宅に関する業務と一応ホームページやっていますが、実際は、維持補修の、しかもお金を持ってないから相談の窓口だけという理解でよろしいでしょうか。

○上河内大和支所地域事業課長

市営住宅につきましては、毎年住宅の家賃をはじくための収入申告を毎年、出させていただいております。その収入申告を大和のほうで受け付けをさせていただいております。それから、今の家賃の関係でございますけれども、減免の関係でございますけれども、そのほうもやらせていただいております。

○笹井委員

後はちょっと総括、全般的な話になりますけど、本庁で、当然所管の課はある中で、大和支所は道路、農業振興、市営住宅についてはそこで課を設けられてやっておられるわけですけど、市民の方から、大和支所に相談していたら本庁に行かされた、これはあると、さっきの話で判断できないの、あると思うんですけども、そういったことによるトラブル、あるいは本庁に行ったら大和支所のほうでやってくれて言われた、そういうことで何か、地区の住民の方とトラブルになったようなこと、ありますか。

○上河内大和支所地域事業課長

私の記憶の範囲内では、特にないように思っております。

○笹井委員

わかりました。大和地域の方で、何が支所で何が本庁か、もう地域の方、わかっておられたら特に問題ないのかなと思いますけど、ちょっといろいろホームページ何かを見ますと、見ただけではなかなか私ども、聞かないと分からないなというのが今回、改めてよくわかりました。今後もし問題があるようでしたら、またその際に質問いたします。

○田中委員

済いません。数点質問させていただきたいと思います。

まず、24年度から28年度の政策工程表を見ますと、26年度に、市役所の本庁舎の耐震診断を実施し、26年度に庁舎整理の方向性を検討という表記があるのですが、その後、この進捗状況についてお聞かせください。

○太田総務課長

庁舎整備の方向性でございます。平成24年度に耐震の1次診断、25年度に2次診断を

行いまして、その結果につきましては既に御報告のとおりでございます。

本庁舎の整備を考えるに当たりましては、耐震工事と建て替えと2つの方法が考えられるわけですが、建て替えとした場合には現地か、あるいは非現地なのか、市民の要望をどのように取りまとめて建設等に反映させていくかなどなど、さまざまな問題、課題が山積しているわけですが、現在、県内他市に庁舎整備に着手している事例がいくつかございますので、そういった情報や手法の収集に努めるとともに、内部で検討を始めた状況でございます。大きな事業となりますので、実際の整備は先になるとしましても、方向性やあるいは今後の進め方につきましては、なるべく早い時期に取りまとめていきたいと考えております。

○田中委員

わかりました。他市の状況を見ながら検討を行っているということで、今、お聞きしたのですが、これ、26年度中に方向性をもう示されるという理解でよろしいですか。

○太田総務課長

26年度も検討しておりますが、先ほども申しましたように、実際の整備着手につきましてはまだ後になるかと思えます。実際の整備着手までは検討の期間であろうかというふうに思います。

○田中委員

わかりました。整備着手が先になるのはわかるのですが、方向的なものも先になるということですか。

○太田総務課長

先ほども申しましたように、方向性あるいは今後の進め方につきましては、なるべく早い時期に取りまとめをしたいと思えます。それに伴いまして、例えば市民協議会を開く、あるいは庁内の検討委員会を立ち上げるなど、いろんな手法がございますので、そのあたりは今後、取りまとめていきたいというふうな考えでございます。

○田中委員

大きな話ですので、取り組みをよろしく願いいたします。

次に、これも同じく政策工程表の中なのですが、24年度から災害時の避難場所の指定に向けて協議検討とあり、24年度は進捗状況25%とあって、計画より遅れているのかなというところがあったんですが、26年度に今、なっておりますが、その後の進捗状況についてお聞かせください。

○小田防災危機管理課長

避難所の指定でございます。平成25年度に災害対策基本法が改正され、今年の7月1日に指定緊急避難場所及び指定避難所の指定をしております。これに合わせまして、地

域防災計画の改定及び光市のホームページのほうにそれぞれの避難場所のマップ、避難所のマップ等を掲載させていただいているところです。

広域の避難場所の指定については、今後とも継続して検討してまいりたいと思っております。

○田中委員

わかりました。この中に、同じく民間施設等を活用した避難施設等確保に向けても取り組まれていると思いますが、このあたりの進捗状況についてお聞かせください。

○小田防災危機管理課長

現在までの民間施設の利用と言いますか、応援協定の状況でございます。一般の避難所で生活することがなかなか難しい、災害時要援護者の避難場所として、福祉避難所を指定してまいりました。25年度で応援協定を結んでいただいた民間の事業者は8事業所13施設です。平成26年度にも1事業所1施設と応援協定を結ばさせていただいております。

○田中委員

福祉施設も協定などは、すごく心強くていい取り組みだと思うのですが、1つ私もこれ、取り組んでおることなのですが、主に沿岸部での津波一時避難ビルとして指定を受ければ、地域の方に安心していただける避難場所ができるということを御提案もさせていただいているのですが、このあたりについて、他市では協定を結んでいくということも進んでおりますが、この取り組みについて考えをお聞かせいただければと思います。

○小田防災危機管理課長

沿岸部の例えば津波でありますとか高潮でありますとか、そういった避難場所としての民間のビルを利用した避難所の指定というのは、大変有効であろうかと思えます。ただ、その開設をどうするのか。マンションの住民の方の協力が本当に得られるのかどうか。そういったところが避難ビルの指定にあたっては大変重要になると思えます。まだ、避難ビルの指定について、じゃあどうするのだというところまで、申しわけないですが、進んでおりません。民間の虹ヶ浜で1つのマンションが避難ビルとして、どうぞ避難をしてくださいという取り組みをされております。こういったものが民間の中に広がっていけば良いと思っているような状況でございます。

○田中委員

わかりました。マンションの名前というか、マンションというキーワードが出たのですが、これ、光市のほうのマンション管理会社1社でして、沿岸部のマンション全て同じ管理会社が管理しておりますので、これ、非常に協定も結びやすいですし、管理会社のほうも取り組みたいってことで、今、お話をいただいておりますので、ぜひそのあたりは協議しながら、また住民の方たちに御理解をいただきながら進めていただければと

思いますので、このあたりは今後、私のほうも一生懸命取り組みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○四浦委員

ちょっと1点だけ。少し簡潔に行きますが、これまでも委員会で取り上げてきたことですが、人事評価制度について。まず県内の13市の動向を教えてくださいと思います。

○太田総務課長

県内の人事評価制度の取り組み状況ということでございます。人事評価制度につきましては、先般からの委員会でもお答え申し上げておりますとおり、県内各市におきまして本格実施あるいは、試行という形で取り組んでおります。

○四浦委員

本格実施並びに試行、試しに行っているということですが、その内訳は、固有名詞はよろしゅうございますが、何市と何市ですか。

○太田総務課長

能力評価につきましては、試行というところで言いますと、4市が試行ということでございます。

○四浦委員

いや、これまでのおさらいですから資料はお持ちだと思のですが、そうしますと、能力評価についてはどうですか。業績評価、ごめんなさい、業績評価はいかがですか。

○太田総務課長

業績評価につきましては、試行が3市でございます。業績評価を実施していないというところも2市ございます。

○四浦委員

最初の答弁では、本格実施ということもありましたが、本格実施をしている市は何市なのか。

○委員長

分かる範囲で結構だと思いますよ。

○太田総務課長

申しわけございません。

手元の資料によりますと7市ということでございます。

○四浦委員

本格実施は、能力評価も業績評価も7市ということなのですか。

○太田総務課長

人事評価の能力評価の本格実施につきましては、申しわけございません、光市も含めますと8市ということでございます。

○四浦委員

7市ではなく8市が本格実施をやっているということなのですか。それは、光市はまだ試行段階ではなかったですか。

○太田総務課長

光市におきましても、本格実施ということでございます。

○四浦委員

ちょっと以前の答弁と違うようでありますが、光市の場合は、能力評価については給料の昇給に反映をさせるということで、まだ、試行段階でということではなかったですか。

○太田総務課長

まず、人事評価と給与の反映というのがございます。光市におきましては、人事評価につきましては、本格実施をしております。給与の反映をさせることにつきましては、平成27年1月1日からを予定しております。

○四浦委員

以前の答弁では、以前というのは9月の委員会です。ちょっとまたおさらいするつもりだったのですが、この答弁と食い違っているから、正しちょかんにやいけん。

7市が昇給あるいは勤勉手当のほうに反映を今していないという状況でございます。試行はしているのしょうけど、そういう答弁をしているんですが、これが、その当時の答弁は間違いだったのですが。

○太田総務課長

光市を含めて、他の市はしていないということでございます。

○四浦委員

もう一遍尋ねます。ちょっと答弁が以前のと食い違ったりしておりますから。

本格実施で聞きましょう。試行、試しに行っているのは今脇に置いて、除外をして、昇給を人事評価として本格実施をやっているのは何市か、それから勤勉手当、こちらの

ほうは業績評価ということになりますが、それが何市か。試行は除きます。本格実施はどうかと聞いているのです。

○太田総務課長

県内の市の状況でございますが、昇給に反映をしているというのが2市で、光市も1月ということを含めれば3市でございます。

勤勉手当の反映ということでございますと3市でございます。

○四浦委員

最初に答弁したのは、10市が8市だというふうに使われたのは、これは訂正するわけですね。いかがですか。

○委員長

どうですか。精査して後ほど報告しますか。

では、そのように答弁をはっきり。

○太田総務課長

10市の状況につきましては、いま一度整理をいたしまして、再度御報告をさせていただきたいと思っております。

○四浦委員

基本事項でこれだけ定まらん答弁をいただくのはちょっと珍しい話なのですが、この前から委員会等で議論をしてきました。一般質問で取り上げた議員もいますが、事は重視をされていることから、そういう傾向になったのだらうと思っております。

昇給に来年の1月から反映をするということでしたが、議論を通じて、いろいろ試行錯誤をやられて検討されたと思っておりますが、昇給にどういう形で反映するかというのは、その後変化があったかどうか。目の先にも控えておりますが、この間の深め方、お聞きしておきたいと思っております。

○太田総務課長

基本的な考え方は変わっておりません。昇給がないもの、あるいは2号の昇給をするもの、あるいは4号の昇給をするものでございます。

○四浦委員

それは、金額にして、ないものと言われたから、これはゼロだと思うのですが、ゼロから上限はいかほどになりますか。

○太田総務課長

上がり幅、金額のことで申しますと、それぞれのところの昇給の間差がありますので、

一概には言えませんが、以前の委員会で総務部長のほうで答弁しておりますけども、6,000円であったりとかいうふうな金額ではあります。

○四浦委員

上限が6,000円、下限がゼロ、つまり0円から6,000円という大幅な昇給をもたらす、こういうふうな答弁でありましたが、それで間違いありませんか。

○太田総務課長

先ほど申しました6,000円というのは、1つの例としての昇給の金額のことです。最大の昇給の金額につきましては、申し訳ございません、今、手元にございせん。

○四浦委員

大事なところでちょっとぼかした答弁になりましたが、いずれにしても簡潔にやるということでこれで終わりにしますが、合併後、10数パーセントにわたって、大幅に人員が減ってきている、仕事は増えてきている。給与についても、人事院勧告等を含めて大幅に下がってきて、今回、職員の給与が若干が上がるということは非常にいいことだというふうに思いますが、そういう3点ぞろいで、三拍子そろって、非常にきつい状態に置かれている。しかも、メンタルヘルスというものが平成20年代になって、講習会だとか、研修会だとかをやらざるを得ないぐらい、近年6人という精神疾患で倒れる職員の方が出ているというふうな状況の中で、私は時期尚早だと思います。

こういうものをせっかちに、ましてや、さっき答弁がコロッと変わりましたが、能力評価について、つまり昇給に反映させるというやり方についても、県内では、光市は突出して先を走る。そういうやり方でいいのかどうかということが、私は問われていると思います。

もう一遍考え直すことを求めて終わります。

○中村総務部長

先ほど四浦委員さん、4号幾ら上がるかという昇給間差の話を課長がさせていただきました。

済みません。お手元に議案集がございます。これの8ページをお開きいただくと給料表が書いてございます。例えば、1号が現給とすれば、これから4号上がるわけです。こうしたときに、2号であれば幾らかという計算はできるものと思います。

○田中委員

済みません。ちょっと時間も過ぎていますが、1点だけお尋ねしたいと思います。

10周年記念事業についてなんですが、先の委員会のほうでも委員のほうから事業に対しての検証について質問があったかと思うのですが、この10周年記念事業についての検証は、いつのタイミングでどのように行うのか、お聞かせいただければと思います。

○太田総務課長

10周年記念事業につきましては、今後も実施をしていく事業もございます。全ての事業が完了いたしましたら、実行委員会を招集しまして、成果あるいは検証というものを行っていきたいと考えております。

○田中委員

市民実行委員会のほうで検証していくということで理解はしているのですが、もう1つ、市民部のほうで元気なまち協働推進事業というものがございまして、これの方は年度末に事業の検証を行って、場合によっては補助金の減額とか、不交付ということもあり得るわけなのですが、10周年記念事業に対してはそういったこともありえるのか、お聞かせください。

○太田総務課長

各団体に事業が終わりましたらその実績報告を出していただいております。それを精査いたしまして、やはり同様にそういった補助金の減額とかがあるケースも、場合によってはあろうかというふうに考えております。

○田中委員

了解しました。ありがとうございます。